

参議院農林水産委員会會議録第十三号

昭和三十三年二月二十八日(木曜日)

午前十時二十八分開会

二月二十七日

辭任

青田源太郎君

井川 伊平君

二月二十八日

辭任

鈴木 万平君

田中 啓一君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

補欠選任

鈴木 万平君

田中 啓一君

補欠選任

青田源太郎君

井川 伊平君

森 八三二君

井川 伊平君

植垣弥一郎君

岡村文四郎君

梶原 茂嘉君

木島 義夫君

中野 文門君

温水 三郎君

藤野 繁雄君

堀本 宜実君

山崎 齊君

大森 創造君

北村 暢君

安田 敏雄君

矢山 有作君

牛田 寛君

天田 勝正君

政府委員

農林政務次官

農林大臣官房長

農林省農政局長

農林省畜産局長

林野庁長官

事務局側

常任委員

会専門員

農林省農政

局普及部長

農林省農政

局普及部長

農林省農地

局総務課長

農林省農地

局管理部長

林野庁林政部長

水産庁調査

研究部長

花岡 資君

安藤 繁夫君

加賀山国雄君

原 政司君

大谷 賢雄君

林田悠紀夫君

齋藤 誠君

昌谷 孝君

吉村 清英君

安楽城敏男君

農林政務次官

農林大臣官房長

農林省農政局長

農林省畜産局長

林野庁長官

事務局側

常任委員

○委員長(櫻井志郎君) これより農

改良助長法の一部を改正する法律案を

議題とし、前回に引き続き質疑を行な

うことにいたします。質疑のおありの

方は、御発言願います。

○渡辺勸吉君 質問は資料の出た順序

で伺いますが、特に提出された資料で

要らないものは説明抜きでも質問し

ますが、説明を伺う必要のあるもの

は、またその段階に入ります。承りた

いと思ひますので、そういうことで

とつ御了承願ひたいと思ひます。

前回の委員会の際に配付を願ひまし

た普及職員に配付する報告、こ

れをいただきます。今回の提案の前

提となる現状というものが、この資料

でかなりわかつたわけでありませう。

この資料の中で二、三普及局長にお

伺ひたいのですが、私のように特に岩

手の農山漁村の実態からみますと、特

に代表的な地域としては三陸沿岸地帯

では半農半漁、あるいは半林業とい

うような非常に複合的な農業形態を持

ておる。そういう地域住民から見ま

すと、このそれぞれの専門的な普及員と

いうものの働きかけを受けた場合に、

もっと総合的にその機能を発揮しても

らえないのかという感じがいつもする

わけでありませう。したがって普及職員

待遇の実態を調査するという場合は、

この調査は内容にも示すように、農業

改良普及員を中心とする実態調査であ

りますが、なぜそうしたような地域住

民からとれば、同じ職種の他の林業の

普及員なり、あるいは漁業なり、ある

いは水産なりというものをふまえた総

合的な実態調査をしなかつたのか。こ

の点をまず伺ひたいのです。

○政府委員(斎藤誠君) 先生御承知の

とおり、普及員につきましては、農政

局で所管いたしておりますのは、農業

改良助長法に基づいて設置いたしてお

ります農業改良普及員でございます。

ので、林業、漁業についてはそれぞれ設

置をいたしております根拠法なりある

いは所管が分かれておるという関係

で、農業部門だけについての担当して

るわけでございます。御指摘のように、

関連する業務というのにつきまして

は、もちろん山村あるいは漁村につ

てあることであると思ひますが、しか

し、いづれもそれは農業なら農業を通

じて農業改良普及員が行なう分野は明

らかになっておりますわけでありませ

う。ただ対象になる農家が林業も兼ね、あ

るいは漁業を兼ねるという場合もある

わけでございます。そういう所管の関

係で、特に農業改良普及員だけの調査

をしたのであります。

○渡辺勸吉君 農政局長には、なるほ

ど主管以外にあたることをお尋ねする

ことは、ちょっと的はずれの質問のよ

うに思ひますので、これについて官房

長どうです。

○政府委員(林田悠紀夫君) 渡辺先生

のおっしゃいますように、確かにほか

の改良普及員とか、あるいは指導員に

つきましても、同じようなことをすべ

きであるというふうに考えられる次第

でございますが、何分にもいろいろな

職種にわたっておりますので、また法規

も農業改良助長法のようにはっきりと

した法律に基づいておるものもござ

います。あるいは次官通達に基づ

て置いておるようなものもございま

す。いろいろにわたっておりますわけ

でございます。それで、まず最初に農業改

良普及員につきまして調査をいたしま

して、待遇改善のことをごさいます

から、ほかのものにも当然考えなけれ

ばならないわけでございますが、今

後順次そういう調査を行なつて参りま

して、十分その職種の内容、あるいは

給与の実態も調べまして、今後善処し

ていきたいというふうに考えておるわ

けでございます。

○渡辺勸吉君 私は今の官房長の説明

はどうも納得できないのですが、とい

うのは、根拠法がばらばらである、あ

るいは次官通達もありましよう、ある

いは林業の場合は森林法、これはりっ

ぱな法律によつてこれは設置してい

ますね、これは今回提案になつたと同

じ法の根拠がある。いづれにせよ、根拠

の多少は別にしても、あなたが今答弁

された内容は、実態は同じような実態

にあることだけは是認されておる、実

態ですよ。その普及職の実態、むしろ

これから各局から待遇の実態の資料の

説明を受けますと、さらに明らかに

すると思ひますが、私の考えでは、む

しろ農業改良普及員よりも均等な立地

的な条件の中に、経済的な条件の中に

置かれておる同種の普及職員がある、そ

ういうことだけは官房長も是認してお

られるのですから、根拠法が別な法律

であったり、次官通達であったりして

第八部

農林水産委員会會議録第十三号

昭和三十三年二月二十八日【参議院】



的に実態調査をした結果、普及職員  
七割を占める農業改良普及員の平均年  
令三十四才に、これを焦点を合わせ  
て、研究職員の三十四才の俸給月額と  
の格差一五・四％、これから俸給の調  
整額としての一六％を求めてこれを調  
整支給することが妥当であるという実  
態報告が出ておるわけですが、これ  
に対しては別紙2-2でそれぞれの職  
種のグラフ的なまとまりの参考資料も  
あるわけですが、これがなぜ調整給と  
いう支給の内容をとらなかったか、こ  
れがお尋ねする第一点。

それから一六％というものが出てお  
るのに、専門技術員八％普及職員二  
一％、こういう実態の上で出た調整額  
一六％というものを、その支給の内容  
も調整給ではなしに特別手当というよ  
うな性格のものにこれを大幅に性格を  
変更し、実態の上から研究職類似のこ  
の業務というものを導き出しておりな  
がら、それとの格差一六％というもの  
を八％、二％に切り下げた。この切  
り下げたそれぞれの計算のバック・  
データをひとつ、これは資料をまた要  
求しては時間の関係上あれですから、  
口頭でけっこうですから、それぞれに  
調整給を特別手当と直し、一六％とい  
う実態の上から当然支給すべき研究職  
との比較の格差を実態の上から出して  
おるのに、専門八％普及一六％と直し  
た、この研究所の実態よりもなお責任  
を持つそういう予算を計上した、計数  
的根拠をひとつ御説明願いたい。

○政府委員(斎藤誠君) お尋ねの第一  
は、調整額という要求に対して、なぜ手  
当という形式をとったのであるかとい  
うことでございますが、これは実体的  
においては性格はほとんど私は変わら

ないと思っております。ただ調整額を  
出します場合におきましては、これ  
はいわば給与になりまして、本俸以外  
に手当を含めたものに対する給与率で  
いけば、その何パーセントということ  
でかかりますし、それから今回取り上  
げました普及員手当は、本俸に対する  
一二％ないし八％ということになって  
いるのでございますが、性格におきま  
しては、実体は私はほとんど内容は変  
わらないものである、こう了解いたし  
ております。しからば、なぜ形式的に  
調整額をとらなかったかということ  
あれば、これは関係省の間におきまし  
てずいぶん議論しましたのですが、今  
調整額というのとは原則として認められ  
ぬ方向で、むしろ整理する方向である  
ということでありまして、むしろ実  
体的に手当という形式で実体が確保で  
きるならば、それでもかまわないん  
じゃないかということ、改良普及員  
手当という内容にいたしましたものでござ  
います。

それから第二の、一六％、賃管報告  
は一六％、それをなぜ一二なり八なり  
にしたのであるかという御質問でござ  
います、賃管報告の一五・四％を調  
整額として一六％にするということ  
でございますが、これは報告にもありま  
すように、普及職員の勤務実態と業務  
内容並びに資格要件を検討した結果、  
普及職員は行政職と研究職の中  
間において認識され、あわせて教育的  
要素がこれに付加されている、した  
がって現在では全体として資格要件に  
近似している研究職と比較すると、一  
五・四％低い給与が支給されておる。  
これをもとにして一六％ということに  
いたしておるわけでございますが、実

際には研究職とそれから現在の普及職  
との間におきましては、学歴差がある  
わけでございます。そこでこれは全部  
についての、たとえば三十四才なら三  
十四才についての比較をいたしてあり  
ますけれども、三十四才についても学  
歴差が当然具体的俸給については違っ  
てくるわけでございますので、そこで  
学歴差を消去してやれば、どのくらい  
になるかという計算をいたしました結  
果、約一二％になる、こういうこと  
でございます。

○渡辺勘吉君 そうすると、研究職と  
この改良普及員との学歴差を整理して  
八％、一二％となつたのですか。

○政府委員(斎藤誠君) 改良普及員に  
ついては、お話しのとおりでございま  
す。

それから専門技術員につきまして  
は、これは大体従来試験場の研究職の  
経験のあった者もあるし、それから資  
格要件なりも大体似ておりますので、  
これはたしか四十六才が一歩多いとい  
うことで四十六才について研究職と専  
門技術員との格差を見たところが約  
八％あるということで、八％としたわ  
けでございます。

○渡辺勘吉君 そうしますと、三十八  
年度の予算を大蔵省に折衝する際に、  
原案として一六％を要求したのは、ど  
ういうことであつたんですか。

○政府委員(斎藤誠君) 大蔵省には、  
改良普及員については、賃管の報告ど  
おり一六％、それから専門技術員につ  
いては八％という要求をいたしたわけ  
でございますが、予算折衝の過程で、  
今の学歴差は当然俸給によって差があ  
るべきではなからうかという論議もあ

りまして、そこで学歴差を消去した  
額、こういうことになつたわけでご  
ざいます。

○渡辺勘吉君 そういたしますと、そ  
の学歴差によって、学歴の格差でそれ  
ぞれ支給のパーセント、手当のパーセ  
ントが違ったというデータはございま  
すね、ではそれをひとつあてと見せて  
下さい。

○政府委員(斎藤誠君) あとで、それ  
じゃ資料として差し上げます。

○渡辺勘吉君 それから系局長もお  
見えのようでありまして、ついでにも  
う一つ、二つだけ資料を中心に農政局  
長にお伺いしたいんですが、お  
といたしたい資料とけさいたいだ  
い資料を見ますと、国庫補助の予算  
額と実支給額の比率を出して見ます  
と、現給割合が四六％になっていま  
す、専門技術員に対して。このことは  
非常に劇的な影響を及ぼしているわ  
けですが、たとえば、三分の二の補助  
というのをうたつておりながら、実  
際は二分の一にすらなっていない。法  
律では三分の二をうたつて、予算の単  
価も三分の二をうたつていながら、実  
際の支給から見ると、その補助率とい  
うのは実際支給額の四六％にしか当  
たっていない。これは非常に大きな問  
題だと思ふのですが、この点は、こ  
ういうことで従来もやってきておるか  
らいいということなんです。その点は  
どうなんですか。

○政府委員(斎藤誠君) 御指摘のと  
おり、農業改良助長法によりましては、  
三分の二を限度として国が補助する  
というところに相なつておるわけござ  
います。現在の現給と補助単価を比較  
をいたしますと、三分の二になつて

いないことは御指摘のとおりでござ  
います。この点につきましては、われ  
れといたしましては、年々改善につ  
いての努力をいたしております。公務  
員のベース・アップ等に伴う単価の引  
き上げはそのつど行なつておるわけ  
でございますが、何しろ、この種の職員  
につきましては、府県の補助職員であ  
るという関係もございまして、必ずし  
も国の当初予定をしていような俸給  
表に基づく人事の採用というものが行  
なわれていないということもございま  
す、それからまた、県内におけるい  
ろの人事の関係で、もうある意味に  
おいては、当然普及員を若い層に刷新  
してもらいたいというような気持もあ  
るわけでございますけれども、しかし  
相当の老齢者が府県によっては普及員  
としてそのまま残つておる、そういう  
ようなことがすべて反映されて、  
現給については、当初予定してあり  
ました予算単価よりもだいぶ開いてお  
るという実情になつておるわけござ  
います。したがってその補助率の適用  
につきましても、県によって相当の開  
きがありますことは、お手元にお配り  
いたしました各県別の予算単価と実績  
をあらにしまして、相当の開き  
があるということが一見してわかる  
わけでございます。われわれといた  
しましては、この現給と補助単価との  
差額をそのような県の実情を全部受け  
とめて、それを三分の二にするよ  
うな考え方を持っております。な  
ども、しかし、現在予定いたしてあり  
ますそれぞれの専門技術員なり、あ  
るいは改良普及員なりとしてあるべき  
一つの水準として考える俸給表につ  
いて、これが実際の補助単価として三分

の二を割るといふようなことは、できるだけ改善していくように努力いたして参りたい、こう考えておられるわけでございます。

○渡辺勸吉君 できるだけとおっしゃいますけれども、今も具体的に計数で申し上げたように、補助する予算上の単価が三分の二でありながら、実際は二分の一すら達していない。四六%にすぎない。そういうことは、結果的には地方財政を非常に圧迫しておる。また、圧迫を受けておる地方としては、それからのがれるために専門的にさらに研修を高め、技術を高め、地域住民に信頼される普及職の職能を発揮すべきものが兼職化の方向にこれが走りがちであったり、きわめて遺憾な傾向の中に置かれておる。そういうことを局長は御承知でございますか、どうですか。

○政府委員(斎藤誠君) お話しのようないふこともあることを承知いたしておるわけでございます。県の財政状況によつては、普及員の負担が相当の重荷になっておるといふことも承知いたしておるわけでございますが、まあ一面これについては地方交付税等によりましてある程度の補てんが行なわれるように、われわれとしても毎年要求をいたしておるわけでございますが、ただ、改善にできるだけ努力をするという意気は、今申し上げましたように、現在の現給におる人そのものがすべて三分の二で保障されねばならないかということになりますれば、それは県によりましてはもう当然、普及員としては相当の老齢者である、あるいは高齢者である、むしろ当初予定しておったような水準の普及員の資格になつてしまつ

たはうが望ましいといふような場合もありまうので、そういう実態に即応するための改善には、今後とも努力しなければならぬと考えておりますけれども、現給即三分の二になるようにということについては、われわれのほうはそういうことは考えておりません。

○渡辺勸吉君 そうしますと、相当の老齢者がおるといふことですが、それは資料のどこに出ていますか、年齢構成は、全体の中で老齢者はどういう割合を占めておりますか。

○政府委員(斎藤誠君) お手元に「農業改良普及事業の現況」というのがございまして、その九ページに、「普及員の年齢構成比率」というのが出ておるわけでございますが、これで見ますと、専門技術員につきましては五十一才から六十才までが二九%、農業改良普及員につきましては、五十一才から六十才までが九%、六十才以上が一%というようになつておるわけでございます。

○渡辺勸吉君 この表の読み方でありまうけれども、逆に言えば、農業改良普及員の一番多い年齢構成の比率を占めておるのが三十一才から三十五才で、それから必ずしも老齢者が多くて、給与が非常に高いとばかりも言えない。またこの専門技術員なり改良普及員なりというものは、非常に篤農技術を持っておる農家に對してすらも、十分技術的にも経営的にも指導する能力を持たなければならぬ、非常に高度の技術を兼ね備えなければならぬ職種でありますから、私は五十以上であらうと、それがそういう能力を持っておる人で占められておると考えられますので、あまりそういう老齢云々といふのは

必ずしも当たらないと思ひます。ただ、三分の二にはつきり今これを予算的にも釘づけをするといふことではな

いとしても、当然こうしたようなあまりに、あまりにですと、三分の二に對して三分の一以下だといふ実態は、これはあまりに、やはり法律でうたつておる趣旨からは、運用上はその支給の基準ははずれておるといふことだけは、これは何としても認めなければならぬ実態だと思ひます。したがって、どうしても予算的に制約されるならば、その単価をこの際改定して、実態になるべく接近したような措置を政府としてとるのも至当なことではないかと思ふのですが、本俸に對する率でこれを、手当を支給するといふことになりまうから、ますますその他の諸手当等にもやはり及びませんために、この補助単価の実態の遊離といふことは、非常に一そう地方財政を圧迫しておる事實はいないかと思ふのです。

このことは繰り返して言ひますが、本来この職任に専心当たつて昼夜を分かたず農家の指導に当たらなければならぬといふ専門職員を、地方によつてはいろいろ相違もございまいしょうが、業務化の方向にこれが県の措置によつて方向づけられるような事態といふものは、これはまたこの普及職員の職任といふものを高く評価すればするだけ、問題点であると言わざるを得ないと思ふのであります。したがって、やはり三分の二といふものが実際は四六%といふ実態について、もっと責任を持つてこれは政府で善処をしていただかなければ納得ができないのですが、繰り返してこの点のお考えを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(斎藤誠君) お話しのとおり、普及員に對する国の助成が三分の二以内といふことになっておりますけれども、それが四六%といふふうなことで、あまりにも開き過ぎておるといふことについては、御指摘のとおりであるわけでございます。したがって、先ほど申し上げましたように、当初の発足當時におきまして予算単価につきまして国の補助をいたした場合には、大体三分の二といふことで現給がまかなわれておつたわけでございます。ところが、その後において公務員のベースアップに應じて改定を毎年いたしておるわけでございますけれども、その改定に應ずるベースアップとそれから府県における年齢の構成あるいは級別の構成といったような開きがだんだん出てきて、その結果現給と予算単価といふものについて開きが大きくなつてきたといふことが、大きく三分の二を下つた原因であると思つてございまして、そこで当初におきましては、大体三分の二以内になつておつたという実態から考えまして、できるだけその実態に即應するような単価の改定ということが、今後においては必要ではなからうかといふように考えておるわけでございますが、ただわれわれといたしましては、現実には支給される額について、県の持ち出しの負担分もありませんけれども、特に今回の改良普及員手当につきましては、本俸に對する一二%あるいは八%といふことになりまうけれども、それに見合う三分の一の支給額につきましては、できるだけ実額について地方交付税で配分するようにするといふようなことで、国から農林省の補

助金としていくか、あるいは地方交付税でいくかといふことの差はありますけれども、そういう努力もいたして、あわせて県の負担もこれに伴つて重くならないようにいたしたいと考えております。

○渡辺勸吉君 その問題点の開きといふものを、普通交付金等でカバーするといふお話でございますけれども、基準財政需要額の中に盛り込んでそれをやはり普通交付税で交付をしましても、これをひもつて使えるわけじゃないわけですから、これはまあ口を悪く言へば、気休めのようなことであつて、もつと基本の予算自体に積極的につくづく、基本的な解決にはならないと思ふのですが、そういう方向で今後、今度三十八年度はやむを得ないのですが、今後三十九年度はその現給の実態に應じて法律で三分の二に近似する予算を取るといふことで、これは農林省だけではなくて政府自体が臨むということを私は期待して質問するのでありますが、その点はいかがですか。

○政府委員(斎藤誠君) 先ほど言葉があるいは足らなかつたかと思ひますが、改良普及員の予算単位の是正といふことにつきましては、他の一般普及員についてのあるいは県の補助職員の単価の引き上げと相関連いたしまして十分検討し、改善に努力いたしたいと考えております。

○渡辺勸吉君 今後の善処をひとつ期待しますが、こういうふうな調整額を特別の手段にして支給をするといふことを法律で定めるといふならば、地方財政法からいっても、これは単価を引き上げるべきである。私はその点を重

ねてお尋ねをしたいのですが、その点からいって、単価をやはりこれは引き上げるべきじゃないですか。その点はいかがですか。

○政府委員(斎藤誠君) 地方財政法の関係からという意味はちょっとわかりかねますけれども、つまり地方の負担を、できるだけ法律どおり三分の一から三分の一だけの負担にとどめるようにすべきであるという意味からすればもちろん現給に近い予算単価の是正ということが望ましいと思うわけであり、しかし繰返し申し上げますように、地方の補助職員でありますから、これでごらんになりますように、県別にはずいぶん開きがあるわけなんです。したがって全体として、普及員の資格に應ずる予算単価の是正を考えていく必要があるということにつきましては、御指摘のとおりであり、また、そういう方向でこちらとしても検討し、改善に努力いたしたいと、こう思っておるわけであります。

○矢山有作君 先ほどの御答弁の中に、老齢ということで給与の水準も非常に高くなっているという趣旨の言葉があったと思うのですが、言葉じりをとらえるわけではないのですが、しかし、老齢であっても、そういう人たちが雇用されておるといふのは、やはり勤務の性格からいって非常に高度な知識や技能を要するということとです。そういう年齢の人が雇用されておるのが当然だという姿があるから、雇用されておるのじゃないですか。

○政府委員(斎藤誠君) 私ども老齢であるというところは、人的構成が、当初農林省で普及員としては大体どの程度か。

の学歴、どの程度の経験年数のある者が大半を占めるべきである、こう予想していたおるものに比べて、非常に年齢差が開きがあるというように、常にも年給の予算単価と現給との開きの一つの理由ではないかということをおし上げたわけでごいまして、何も老齢であるから全部開いたということをおし上げたわけではございません。

○矢山有作君 ところが、そうなる、適正なる待遇をするという立場からいって、この賃金管理研究所の報告ですか、これを見ると、むしろ前歴換算が不十分だと、特に各県によって非常に、確かにこの報告書を見るとまちまちですね。しかも前歴換算が十分になされておらない。こういうようなところから一般的に二、三号程度は低いところへ据え置かれておると、こういうことがいわれておるわけですね。そうすると、実際の勤務の実態に即して待遇を改善しようという提案説明のとおりにやるのなら、これはもう少し根本的な立場から改善していく必要があるのじゃないか、こういうことになるのですが、どうなんですか、その辺は。

○政府委員(斎藤誠君) 確かに現在の普及員につきましては、前歴差というものが府県の特給を当てはめる場合におきましては考慮されておるようであり、しかし、今回の普及員手当については一応学歴差だけを消去するという考え方をとってやったわけでごいまして、前歴差をどのように評価するかについては、しゅっちゅうわれわれとしましては府県と相談し、あるいは自治省とも相談いたしまして、できる

だけ有利にするように努力いたしておるわけであります。

○矢山有作君 ところが、その問題とそれからもう一つは、しかしあなたのおっしゃったように、各県によって非常に給与の実態が違わうわけですね。倍までは違わぬけれども、倍近く違うような激しい相違も出てきておるわけですね。そうすると、これは府県の財政力の相違によって、待遇の差が非常に今後出てくるのじゃないか。そうなると、ある面からいえば、こういうことも言えるのじゃないですか。先進県だといわれておるような県は、普及員に対する待遇は非常によくなる、ところが後進県というものは大体農業を主体にした県が多いわけですね、そういうところにおいてこそ、農業改良普及員の活動というものが非常に要請されるし、またそれだけの活動をしておるはずなんです。そういうところにおける待遇がえって悪いと、こういう実態が出てくるのじゃないですか。

○政府委員(斎藤誠君) お話しのとおり、確かに福岡県、神奈川県であるとか、あるいは東京であるとかいうようなところは、一般的に地方公務員の給与目身も普及員について見ましても、高くなっておる。他方、農業県につきましても、そういう面から普及員の待遇が一般的には押さざる限りになりがちであるというところも、御指摘のとおりかと思えます。この表を見ましても、そのような傾向が見られるわけですね。そこで私が申し上げたいのは、むしろ富裕県における現給がそのように高いから、したがって予算単価から見ますと、四割も割っておるということになった場

合に、そういうところまで逆に三分の二まで見る必要があるかと、こういうことを先ほど申し上げたわけでごいまして、むしろ農業県におけるべき姿においての俸給表については、できるだけ是正をはかるべきではなからうか、こう申し上げたわけでありました。

○矢山有作君 それは話がさか立ちしますよ。やはり今後の農業技術の高度化に対応して普及活動を充実させよう、しかも勤務の実態を調査してみたいところが、研究職どころじゃない。むしろ提案説明にあるように教育職に近似的なものと、こういう説明をしておられるのでしよう。それだったら、この報告の立場を尊重するのであれば、むしろ富裕県を下げるというように、富裕県にやり過ぎるから、それを低くして調整をするのだというように悪く言えばとれるような、そういう回答の仕方というものは、ちょっとおかしいと思うのです。むしろ富裕県のほうに近づけていくような待遇をやる、しかも全国的に統一のとれた待遇改善をやるといふのでなければ、あなたの提案説明の趣旨に全く反すると思えますよ。

○政府委員(斎藤誠君) お話しのとおり、できるだけ普及員の実態に即して待遇がよくなる方向にいくということについては、われわれはそれに対して何ら異議をささむものではないわけですね。そういう意味から普及員の今の勤務の実態から見まして、何らかの待遇上の配慮をする必要がある。むしろ、今後の普及活動について一そう重荷がかかるわけでごいしますから、そういう考慮から今回手当というものを

出したわけでごいします。ただ、さればといつて府県におきましますいろいろな特殊事情もございしますから、その現給をそのまま認めて、みんなそういうことにいくべきであるということにつきましましては、いろいろ県内の特別の事情もございしますから、それを前提といたしまして、すべてそうすべきであるというふうには必ずしもならないのではなからうか。大体普及員について任用の資格をきめ、あるいは専門技術員についてもそれぞれの任用資格をきめておりますが、大体どの程度のものが普及員としては考えるかということをお頭に置きまして、そうして俸給表の単価をきめて参った。ところが現実においては、その人的構成、年齢構成、あるいは学歴の構成あるいは級別構成、これが当初のときからだんだん離れて参った。予想されておった構成よりもだんだん離れて参った。そこで、国家公務員の給与のベース・アップだけで一律にながめておったのでは、十分現給をまかないきれないという実態になってきた。ここに大きな開きが出てきたと思うのであります。その点については、われわれもできるだけ是正をはかって参りたい、こう思っておるわけ

です。

○矢山有作君 そうすると、先ほどおっしゃった富裕県とそうでない県とは、そんなに差があるのだから、富裕県については三分の二見ることになつておるけれども、そこで見える必要もないのじゃないかと言ったことも取り消しますね、これは。そんな考え方は困りますよ。

○政府委員(斎藤誠君) まあ取り消しということになりますか、あるいは不

十分な説明ということになりますか、富裕県について普及員についていろいろ待遇上の措置を講じてもらうことについては、何らわれわれとしては異議のないところでございまして、その県のいろいろの事情から特別の配慮をしていただくことについては、今後とも御考慮願いたいと思つておるわけでありまして、ただそれと申す、それをそのまま認めて三分の二にするという考え方はないということをお願いいたします。

○矢山有作君 われわれの考え方としては、あなたのほうの提案説明の趣旨を尊重する立場からいけば、もう富裕県の方に向かつて是正していくというのが、本筋じゃないか。しかもそれすら勤務の実態からして、教育職なりあるいは研究職よりまだ劣っておるといふ実態ですから、そういう方向に向けていくべきだと思つておる。同時にもう一つ考えなければならぬのは、給料の月額がそれだけ差異があるのだから、都道府県によって、そうすると、手当てだけで問題を処理していこうという考え方に立つておると、ますます給与の格差は拡大してくるわけですよ。給料月額に対して百分の八あるいは百分の十二でいくのですからね。そうすると、手当てだけで調整していこうという考え方は、各都道府県によって格差は拡大していくのです。そうすると、これはやはり勤務の実態から考えた場合には、全国で統一した給与というものを持つていくべきでないか。そうすれば、やはり今現実が非常にでこばこがあるのですから、それを是正するといふ方向に給与のあり方というものを考えていくのが本筋であつて、

ときの手当て、いわゆる何というのですか、つじつまを合わせていこうというのか、ごまかしていこうというのか、そういう形ではほんとうのあり方ではないと思つておる。将来の方向としては私もやはりこういう府県による格差を解消する統一した賃金体系を作る、そういう方向にいつてもいいと思つておるわけだ。

○政府委員(斎藤誠君) 今の御質問の中には、二つの点を含んでおるわけだ。ございまして、一つは俸給表の単価自身を是正していくべきではないかという問題と、それから手当を支給することによってそれをカバーするという点とはおかしではないかという二つの点があつたと思つておる。私も前者と後者の問題は全然別個の問題である。決して手当てによって俸給表の単価を是正をこれによってやろうというような考え方はないわけでありまして、

○渡辺勲吉君 それでは各局からおいで願つておられますので、全体を通じて質疑をいたす都合上、まず蚕糸局長からお見えでありますから、蚕糸局長から所管の蚕業技術指導所の職員の設置の根拠なり、あるいはここには勤務場所だけでありますけれども、できたらこの組織的に一体どういふ地方庁との中の位置づけに置かれておるか、そういうことも含めて勤務場所の説明と、なお具体的な現給に対する国の補助の実態等を、ひとつ学歴等もあわせて資料に基づいて御説明を願いたいと思つておる。

○政府委員(昌谷孝君) 御質問の点についてお答えいたしますが、設置の根拠といたしましてはお配りいたした資料には次官通達というふうに書いて

てあります。御承知のように蚕糸関係の普及指導組織といたしましては、農業改良助長法による制度が発足いたしました以前に、戦後いち早く輸出確保といたつたような必要から、蚕糸独特の従来ありました制度を再編整備いたしました。昭和二十二年であつたかと承知をいたしておりますが、蚕業振興の組織を設けたわけでありまして、そこで現在適用いたしております次官通達は、その後二行目にございまして嘱託普及員制度が確立をいたしました際、それを合致せまして昭和二十六年に次官通達あり方について通達が出ております。その通達に基づきまして、国は所要の助成をいたします。また受け取ります府県のほうといたしましては、県規則あるいは県条例を設置をいたしました。それとそれと蚕業指導所を設置をいたしておるわけでありまして、全国で二百八十七カ所の蚕業指導所を持つております。昔流に申しますと、おおむね郡単位程度であつたわけでありまして、

次に、その次官通達によりまして蚕業指導所のあり方及び任務等について規定をいたしますと、蚕業普及指導所の職員の任用の資格等について、こちらから指示をいたしておるわけでありまして、任用資格につきましては、指導所長についてはかなり具体的な指示もいたします。

御質問に応じて補充してお答えいたしますことといたしまして、次に移りますと、勤務場所の蚕業技術指導所というものは、ただいま申し上げましたようなことでございまして、

次に、国庫補助でございまして、国庫補助額につきましては、人件費の二

分の一を助成することに相成つております。蚕業指導所の職員の現員現給と、それに対して補助単価との関係は、お配りいたしました資料の二枚目に出ておりますので、それで御承知をいたしたいのであります。私も、私どもの助成の基準になっております補助基準単価は、他の改良普及制度等との調整を考へまして、国家公務員ベースで申しますと、七等級三号俸相当というところを基準として押えております。

これは他の普及制度についても、おおむねその線で現在実行されておると承知をいたしております。それに対して、現員現給の関係を申し上げますと、かなり高い給与が支払われております。その理由その他につきましては、先ほど矢山先生のお話がありまして、質疑応答の過程で改良普及制度について出ておりましたことと同様の問題を含んでおるのかと思つておる。なお御承知のように、蚕糸関係の普及制度につきましては、先ほど次官通達で任用資格を一応定めておると申しましたが、かなり具体的に書いておるものは所長についての資格であります。所員についてはむしろそういう何と申しますか、定型的な任用資格が非常に求めがたいわけでありまして、これは蚕糸の普及事業の特色といたしまして、やはりそういう学歴とかいうことよりも、主として経験年数を重く見るほうが実情に即しておるとか、そういう本人の実質的な能力ということに着眼をいたしますと、なかなか一律に任用資格をこちらで要求することはいか

がかと申すに、もっぱら技術経験の有無ということ府県にまか

してあります。そのような関係が現員現給と補助基準単価との関係の一つの要因にもなつておると思つておる。いずれにいたしまして、全国平均で申しますと、七等級三号俸相当という補助基準単価に對しましては、現員現給はかなり上についております。

次に、平均年齢でございまして、ここには蚕業普及指導所の職員千六百六十六名、全体の平均といたしまして四十才、蚕業普及指導所職員のほうに三十七才、嘱託普及員は三十七才といふふうになっております。年齢別の構成等も、補助の助成の際に資料を取つておりますので承知をいたしておる。省が、あまりこまかくなりまして、省略させていただきます。

次に学歴でございまして、学歴も所長、所員あわせて書いてございまして、この資料にございまして学歴構成でございまして、これを次に配りいたしました資料の三枚目に、現在の指導所職員の現員現給に合致して、級別の格づけがどのようになつておるか、各府県ごとに調査をいたしました資料をつけてあります。三十七年四月一日現在の調査でござい

ます。この等級は、ちよつと資料の作り方が不十分で註がございせんが、それぞれの府県の給与規則による級別でございまして、したがひまして、一般的に申しますと、国家公務員の級別と府県の級別とは、おおむね二等級程度の差があるといふのが通念でござい

ます。私も七等級三号俸を基準にしておりまして、この資料でございまして、五等級三百六十九人のモードのところ、大



ふうにお読みいただきたいと思ひます。

以上が、お配りいたしました資料に即しましての説明でございます。

なお、一枚目の資料の二行目に書いてございます「畜産普及員」と申しますのは、先ほど指導所中心に御説明申し上げましたので、不十分でございますので、補充をいたしますが、御承知と思ひますが、これは、同じ次官通達で、嘱託普及員制度の創設をうたつておるわけでありまして、これは、身分とい

たしましては、養蚕関係の農業協同組合の技術普及員の中から、一定の資格要件と申しますか、それほど厳密ではございませんが、一応、技術についての実地試験等を経ました候補者を選びまして、その中から、適當と認められます者につきまして、畜産技術指導所職員の普及活動の補助者という趣旨で嘱託をいたしております。したがいましては、この嘱託普及員の助成につきま

しては、補助率二分の一と書いてございますが、基準単価のところに備考が書いてございまして、これも、補助基準単価のものの考え方は、七等級三号俸相当ということでございまして、そのうち、三分の二に当たりまする額を、府県が、嘱託手当として出す建前になっております。その府県が出します嘱託手当、補助基準単価の三分の二に相当いたします嘱託手当につきま

して、国は、その二分の一を助成しておるといふのが、この補助率二分の一ということでございます。したがいまして、このカッパ内に書きました給与基準単価に対して、直接に補助した補助の実額を比較いたしますれば、国が三分の一を助成しておるといふこと

でございます。嘱託手当の二分の一を助成しておるといふ趣旨でございます。平均年齢、学歴等につきましては、資料にございましておりでございますので、特に、御説明の必要はないかと思ひます。以上、資料に即した御説明をいたしまして、なお、御質問があつたら、お答えいたしたいと思ひます。

○渡辺勸吉君 質問は、各局全部、説明を聞いてからにしたいと思ひます。次に、林野庁の説明をお願いいたします。

○委員長（櫻井志郎君） 厚味林政部長。

○説明員（厚味林政部長） 林野庁の關係を御説明いたします。

まず、林業関係の普及職員の設置されております根拠でございますが、これは、森林法の百八十七条の規定に基づいて設置しております。この規定におきまして、専門技術員と改良指導員、いずれについても規定されております。現在の人員でございますが、専門技術員につきましては、五百四十

七人、改良指導員につきましては、二千六百三十六名ということになっております。この改良指導員のうちで、森林法の改正がございまして、それに伴ひまして、従来改良指導員の任務といひまして、施業計画の作成といふこととでございまして、これを施業計画の指導といふことにいたしました。それに

つきましても、従来現地に個別で駐在いたしておりましたのを、集団的に指導する集団駐在に切りかえつつあるわけでございます。現在のその切りかえの状況を申しますと、改良指導員につきましては、集団制に切りかえ

まして、現在はこれは県によつていろいろ事情は違ひますが、県の事務所なり、農林事務所なり、林業事務所等に駐在をいたし、なお、一部遠隔の地域等、まだ切りかえの終わつていない地区につきましては、現地の市町村なり森林組合等に駐在をいたすというやうな状況でございます。

なお、専門技術員につきましては、大部分は県庁に勤務いたしておりますけれども、一部約一割程度は、県の林業試験場、そういう試験研究機関に駐在をいたしております。

それから給与の關係でございますが、補助率につきましては、これまた森林法の規定によりまして、二分の一内ということになっておりまして、現実の補助につきましては、資料にもございまして、専門の技術員につきましては、補助の基準単価をいたしましては、大体五等級の一と二のおおむね中間に相当するものを基準単価にいたしております。

改良指導員の集団駐在のキャップに当たります地区主任の改良指導員につきましては、六等級の一と二のおおむね中間に相当する、それから、一般の改良指導員につきましては、七等級の一と二の中間にほぼ該当いたすといふやうな状況になっております。

それから現員の年齢の關係でございますが、専門技術員につきましては、平均の年齢で申しますと、おおむね四十才、こまかく申しますと四十・二才になります、四十才でございます。それから改良指導員これは地区主任も含めましての平均を見ますと、三十才九才になっております。この

こまかい年齢別につきましては省かしていただきます。

それから学歴でございますが、この普及職員の資格でございますが、これも、この資格は森林法の施行令に基づきまして、それぞれ所要の規定がございまして、この資格の細部につきましては、先刻も御資料の御要求がございましたので、後刻提出いたしますが、さういふ任用の資格に基づきまして、専門技術員につきましては農林大臣が試験を行ない、一般の改良指導員につきましては各都道府県においてその試験を、さき申し上げた規定資格者の中から行なうということにいたしております。

現在の普及職員の学歴の状況で申しますと、専門技術員につきましては、大学卒が、大体一四〇〇名見当でありまして、旧専、短大の卒業が四六〇〇名、それ以外が四〇〇〇というやうな状況でございます。一般の改良指導員につきましては、大学卒が八〇〇〇名、旧高専なり短大卒が七〇〇〇名、その他が八五〇〇〇というやうな状況でございます。

簡単にございまして、概況といたしましては、そのやうなことでござい

ます。

○説明員（花岡資君） 水産関係の改良普及員について御説明申し上げます。水産関係につきましては、長官通達によりまして、昭和二十八年から専門技術員が設置されまして、三十四年から改良普及員が設置されております。現在では専門技術員としては百五名、それから改良普及員は三十四年から始まりまして現在三百四十六名になっております。で、この資格につきましては、専門技術員のはうは、大学卒業三

年くらいの実務を有する者あるいは教育の経験のある者になっております。それから改良普及員のはうは、水産高校を卒業いたしまして五年の実務の経験を持つてゐる者ということになっております。資格試験につきましては、各県でそれぞれ定めまして実施しております。

それから年齢につきましては、改良普及員のはうは平均年齢三十二才でございますが、専門技術員のはうは三十七才、多少年齢が高くなつております。

その学歴の構成につきましては、この表にございましてやうな状況でございます。

それから給与につきましては、二分の一補助ということになっておりますが、専門技術員につきましては、国家公務員の六の三に相当するといふわけでございます。それから普及員のはうは七の三に相当するといふことになっております。

○天田勝正君 委員長、聞こえないんですがね。

○委員長（櫻井志郎君） もう少し明瞭に説明して下さい。

○天田勝正君 今のところをもう一ぺん言って下さい。

○説明員（花岡資君） どうも失礼いたしました。

専門技術員につきましては六の三でございます。それから改良普及員につきましては七の三に相当いたしております。

それから専門技術員につきましては、増殖の専門技術員と機械関係の専門技術員と二つに分かれております。増殖の専門技術員につきましては七十

五名、それから漁業機械の専門技術員につきましては三十名、合計百五名ということになっております。で、各県におきまして、平均俸給は実質に對して比べてみますと、補助のほうだけで申しますと、三五%くらいの補助というふうな形になっております。

○矢山有作君 今の専門技術員なり改良普及員の任用試験ですね、これは各県でやるのですか。

○説明員(花岡資君) そうでございます。各県でそれぞれやっております。

○矢山有作君 その試験の基準等は、農林大臣がこれを定めておるのでございます。

○説明員(花岡資君) 次官通達でございます。

○説明員(安藤繁夫君) 開拓農業指導員関係の説明を申し上げます。

設置の根拠につきましては、次官通達で実施いたしておりますが、開拓農業指導員は、戦後開拓が始まりましたから、昭和二十二年から設置いたしました、今日に至っております。

職員数は七百二十六名でございます。北海道に百八十二人、内地に五百四十四人配置いたしております。開拓農業指導員は、専門技術員だとか一般普及員とかの区別なく、開拓農業指導員一本になっております。

年齢別構成を見ますと、二十五才から三十五才の層が全体の約半分を占めておりますが、平均年齢にいたしますと、三十六才に相なります。

それから勤務場所は、大体農林事務所、土地改良事務所、支庁等が約半数を占めておまして、残りの二割が市町村の役場、残りの一割が都道府県庁

の本庁に勤めておまして、その残りの二割につきましては、農業試験場であるとか、開拓農業協同組合であるとか、そういうところに勤めております。

俸給につきましては、一般の農業改良普及員と同じように、七等級の四号俸というところをございまして、そのほかに、日額旅費等を補助いたしております。補助率の割合は約二分の一でございます。これが実際の支給実績とどのような開きがあるかにつきましては、先ほど来のお話のように、実績の単価に對しまして約七割程度でございます。

学歴別構成を申し上げますと、旧制の中学卒業が約半数を占めております。これは開拓農業指導員の任用資格といたしまして、新制の高等学校もしくは甲種農学校卒業以上の学歴を有する者を、原則といたしまして農業改良普及員の有資格者とするというようにきめてあるものであります。現在の開拓農業指導員のうち、約六割程度は、農業改良普及員の資格を取っております。

開拓農業指導員の役割といたしましては、一般の改良普及員と違ひまして、資金の導入の世話であるとか、あるいは開拓時における建設工事の企画、指導であるとか、そういう仕事のほかに、生産物の販売の世話ということもやっております。また、開拓の農業の指導に関する統計の収集、調査の実施というふうなことをやっております。一般の改良普及員とは多少様相を異にした仕事をやっております。以上、簡単でございますが。

○委員長(櫻井志郎君) ここでしばらく休憩し、午後一時半再開いたします。

午後零時一分休憩

午後一時三十七分開会

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

午前中に引き続き農業改良助長法の一部を改正する法律案について質疑を行なうことにいたします。質疑のある方は御発言をお願いします。

○渡辺勘吉君 午前中に各畜産普及員、林業普及指導員、水産業改良普及員、開拓農業指導員の設置の根拠なり、あるいは国庫の補助額なり補助率、学歴等の総合的な説明を伺ったのでありますけれども、それに共通しておることですけれども、特に開拓農業指導員の説明では、この指導員の六割が改良普及員の有資格者である。そういう説明でした。間違いありませんか。

○委員長(櫻井志郎君) そうでした。委員長も聞いています。

○渡辺勘吉君 そうしますと、そういう観点からいたしまして、今回取り上げた改良普及員に對する手当というものは、同じ職種であるところの開拓農業指導員なり、あるいは水産のほうの改良普及員なり、林業のほうの普及員なり、畜産の普及指導員なり、これと何ら区別する理由がないかと思うのです。したがって、午前の説明に関連して、まず開拓農業指導員を所管している農地局長に伺うのですが、やはりこれらの事態をふまえて、当然内容はまあ別として、それらの手当をやはり

支給しないと非常に不均衡であるというふうに考えるのですが、その点について、農地局長のお考えをまず承りたいと思います。

○政府委員(斎藤誠君) 農地関係の担当があとから参りますが……

○渡辺勘吉君 あなたに聞くのは別にありますから、待ってまいしう。

○委員長(櫻井志郎君) 農林省に忠告しますが、必ず定期には委員会に参集するように、今後遅刻しないように、よく気をつけて下さい。

○渡辺勘吉君 出席しないうちに質問した私がこれは悪いから、まず待ってまいしう。

○委員長(櫻井志郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(櫻井志郎君) 速記を起し。

○木島義夫君 ちょっと関連するものですが、この普及員の府県における、各郡の出張所といふのですか、そこで所長がおつて相当数の職員がおつたのです。実は各府県によって多少違ひますが、たとえば千葉県などの実情からいいますと、今日まで郡内四ヶ所くらいに出張所を置きまして、その下の出張所を置きまして、そしてそこに四人ないし五人くらいの技術員がおつて、さらにその範囲内の関係市町村へ出かけて指導している。こういうことになってくるのですが、最近、これは千葉県だけかどうか知りませんが、その出張所を二つにするとかいうようなことで、ここでもなかなか農民間にいろいろな議論が起つておる。私は地方の実情などを農民の偽らざる声を聞いてみると、どうも普及員が郡

内の数ヶ所にたむろしておつても、各市町村に責任をもって指導するというようなことが、どうも手ぬるい。だから、たとえば酪農地帯に對しては、酪農に通じた技術員、もしくは米作地帯のところには、それに適したというふうな工合に、各市町村ごとに分けて責任を持たせたらどうか、ただし、一人で万能の人はいないですから、そのブロックの他の適任者を、時に甲地から乙地、乙地から丙地へというふうな工合に出張されて、連絡をとってやっていくならば、非常に業績は上がるんじゃないか、こういうことをいわれておるのであります。これは政府の方針では、ちょっと多過ぎるから二つにするとかなんとかいうような指導を今回、事実しておるのかどうか、要するに、こういう工合にして手当てを待遇というふうなものをつけていくことは、この普及事業が非常に重要であるから、適材を得、また成果を上げたというところから、待遇の改善等も考えておるとわれわれは思うのですが、一体このことは、アメリカのほうからの占領中の指導に基づいて、こういうことが起つたとも聞いておりますが、この普及員の効果を百パーセントに上げるためには、各町村におのおの適材適所に駐在せしめて実績を上げる。また一人が万能とは限らぬから、それはそのブロック、ブロックの中でお互いに連絡をとるということにして、県内の各郡の支所といふのですか、それはやはり一ヶ所においたほうが効果が上がるんじゃないかと、こういうふうに私は考えるのですが、千葉県などで、今度各郡における出張所でもいいま



すかな、これを四つのものを今度は二つにする。こういうことになる、ますます不便を感じるじゃないかということ、農民は心配しておるんです。ですから、国がそういう指導方針を出しているのかどうか。まあ国が出さないにしても、われわれは、これを効果的に新しい基本法によりまして、農業の格差を縮めたり、生産性を上げていくのには、一面技術員の高度なものを、また研修すると同時に、農民に就か、なるだけ毎日接して、そして指導ができるようにしたほうがよろしいじゃないか、こう思うんですが、これらの点についていかがですか。

○政府委員(斎藤誠君) 普及員制度が発足いたしました際におきましては、今先生がお話になりましたように、普及員を各町村に配置するという方法をとって参ったわけでございます。ところが、これにも一利一害がございます。確かに直接農民に接触して、普及員自身がホワイ・カラーにだんだんなっていくというふうなことになるという面では、確かにそのほうが効果があるようにございまして、当初各町村に配置して参りましたが、だんだん農業の技術自身が高度化して参ったり、あるいは農民の要求する技術自身についても、相当高いものを求めるようになり、農業経営自身もだんだん専門化し、分化して参るといふようなことになりまして、この普及員自身についての、一そう指導力を強化する意味におきまして、まず第一に普及員自身の特技化ということを大いに進める必要があるということ、今回も特に、三十八年度から特技研修

の強化をはかっておりますが、そういう特技研修を従来からも行なつて参つておるのであります。

しかし、そういうことになりまると、一そう集団的な指導といふことが、指導の総合化をはかつて参る必要もございまして、そこで現在におきましては、大体、中地区制といつておりますが、六名から十名程度の普及員が普及事務所単位に配置されるような中地区制ということ、今、大体の指導方針としてやつておるわけでございまして、中地区制になりました場合におきましては、また逆に農民との接触感が、それだけ薄くなるのではないかと、この点でございまして、中地区でありますと、大体三ないし四カ村でございまして、農民との接触も便利になるだらう。ただし、昨日も申し上げたと思ひますが、普及事務所単位に中地区制を設けることにいたしました。その普及員のおのおのにつきましては、それぞれ担当の町村をきめて指導すると、こういうことにいたしました。参りまして、いわば町村の割りつけ方式と、それからそれに伴う弊害を是正するための中地区制と、それから中地区制に伴う農民あるいはその町村との結びつきを維持する意味におきまして、担当地区を定めるというふうなことに、よつて、現在指導して参つておるわけでございまして。

お手元の配付した資料にもございまして、現在このような普及所が千五百八十六ありまして、そのうち、いわゆる中地区制をとっているのが千七百七十七ございまして、それから小地区といつておりますが、大体町村と理解していただければいいかと思ひますが、それが、

小地区制をとっているのが三百五十三あるわけでございまして。そのほかに、十六人以上あるいは二十人以上といったような大地区をとっているところもございまして、農林省の今の指導の方針としては、大体中地区制をとつていたほうが一番適当ではなからうか、こゝういう考え方で指導いたして参ります。

○木島義夫君 御承知のとおり、町村というものは、今度の合併によつて一カ町村がたいてい三ないし四カ村の旧町村でなつてゐるわけですから、その町村に一人ぐらゐ置くといふことは最も親切な方法じゃないかと思ひます。もっとも、この普及員が神様降つたり、風が吹いたり雪も降る、寒さも暑さもあるといふことで、どうも町村に責任を持たないで、だれが管理するかわからぬような状態が今のことじゃないか、こゝういふふうに思ふので

す。それから、町村に駐在しておれば、あらゆる統計や何かから、その町村の実績がすぐわかつてくるのです。上がつてきたとか、下がってきたといふこともわかる。また、その町村における農民や、役場等、もしくは農協等とも非常に親しみがでるわけでありまして、聞きに行くのでも、来てもらうのも、非常にやすやすとできるわけですが、現在、われわれのほうは実は旧町村が一つは四つ、一つは三つ、そのうちの四つの一つのほうに駐在所がある。そうすると、そこだけをおもに指導して、ないほうへはなかなか来ない。それが実情です。ところが、それがまた、今度は現在の四つが、半分に

なつて二つになる。ますます農民から離れる。いやしくも普及員といふのは、農業を普及するといふのですから、普及するには、みづから接しなきゃできない。だんだん遠くのほうへ行つちまつておるといふようなことが、アメリカさんなどはどうなうにやつてゐるのかわかりませんけれども、この普及員を設けた趣旨から言つても、これはアンチ普及員です。これは要するに普及という文字から言つと、だんだん遠ざかつていく、アンチ普及員、こゝういふことも言えるわけなんです。

ございまして、私は、もう一度御当局で検討してもらつて、また、農林省でそれはいいとかりに信じて、地元においては農民が、従来でさえも、これはどうも困るのだから、各町村に配属するとか、もしくはこの四を二にしたものを、逆に今までもどおり四にするとか、または場合によれば、何とかほかにも方法はあると思ひますが、要するに農民と朝晩触れるところに普及の実績が上がると思ひ、そして、そのデータというものが、そこへ出てくるわけですから、各町村等の。だから、私は千葉県においては一般の声を、こゝういふことであると信じております。

したがって、助成等においても、その府県の意思等を尊重して、かりに千葉県なら千葉県が、そういうほうか、上という結果になりましたならば、上のほうからそういうことは地元任せるとか、もしくは、いや、おれはほうでは待遇までよくしてやつてゐるのに、どうも仕方ないから、そのほうは上げることを見合わせる、ということではまさかあるまいが、こゝういふことではなお困るのですから、どうぞこゝういふ

ことで、もう一度、御検討願ひたいと思ひます。また適当なときに、その結果を聞きたいと思ひます。知りたいと思つておる。それだけです。それでよろしうございまして。

○北村暢君 私はまずお伺ひしたいのは、普及職員の待遇等についての調査を研究所に依頼して調査した結果が出ておるようございまして、これについて普及職員といふのは、研究職並びに教育職といふものと非常に似かよつておる、そういう点からして比較調査をしてゐるようですが、関連職との相違点というところで、この報告の二十ページから一般行政職、研究職、教育職との相違点を出してあるのです。これを見ますと、どうも俸給表自体の問題だけでなしに、いろいろほかの要素が入つてきてゐるようございまして。その点について、まあ、あとから質問いたしますが、まずこの行政職との相違点というところで、先ほど蚕糸局長の話によると、七等級の三号俸を基準にして予算を組んでゐるけれども、これは地方公務員との間には二等級の差があつて、実際は五等級なんだと、こゝういふことの説明があつたと思ひますが、これはいかなる根拠によつて、そういうことが出てきたのか、わかりませんけれども、行政職との相違点というものは、国家公務員との比較なんですか、それとも地方公務員との比較なんですか、どうなんでしょう。

○政府委員(斎藤誠君) これは、賃金の報告は、この報告の三ページにございまして、どのような対象で調査をしたかといふことで、三ページの3に、十七県についての普及職員あるいは研究職員あるいは教育職員等の調査を行

なつたわけでございます。これは地方公務員としての行政職の俸給表を適用される地方公務員としての職務と、それから地方公務員である普及職員との職務の相違をいふものであります。

○北村暢君 そうすると、地方公務員の行政職、研究職、教育職について比較をしたと、こういうことのようにございますから、そうしますと、そういう一般行政職、研究職、教育職と比較して、今の改良普及員の給与は基本給において相当低いというの、これは一体どういふことなのか、たとえば一般公務員の場合、これは国家公務員の場合、研究職と教育職について比較する場合に、俸給表自身が違うのですから、それだけの差があるというところが、差があるべくしてあるのだと、こういうふうに理解するのです。そうすると、この普及員の給与が低いということは、教育職なり研究職と似たような職種であるから、それに近くならなければならぬということなのか、差があることは不合理だということなのか、一般の国家公務員の場合でも、教育職、研究職と一般公務員の場合と、給与の差があるわけですね、差のあるものを、これは差をなくすることがいいのだ、こういう主張なんです、どうなのか。これをまだ私は、はっきり読む機会がなかったものですから、その結論は一体、どういうことになっておるのか、お伺いいたします。

○政府委員(斎藤誠君) ここに関連職種との相違点ということで、普及員についての職種と行政職との差異を明らかにいたしておるわけでございますが、ところが、今御指摘のように、普及員としては、現在行政職の俸給表の適用

を受けている。そこに普及員としての職種でありながら、つまり行政職との相違がありながら、行政職の俸給表の適用を現在受けておる、ここに普及員としての待遇上のいろいろの問題があらうと、そこで賃金に調べてもらつたところが、普及員の職種については、研究職に非常に近似しておつて、なお教育職にも類似した性格のものがあつて、そこで考え方をいたしました。普及員については、特別の普及員というふうな職名を設けて、それに必要な俸給表を別に作つてやるといふふうな考え方もあり得るわけでございます。われわれも当初、そのような検討もいたしたわけでございますが、どうも特別の普及員というふうなことに確定するだけの内容のものとしては、まだ必ずしも十分ではないか、そこで、実際問題としては、待遇上の措置になりますので、そこで俸給表に近い性格のものとして、御承知のように調整額というものがあつたわけです。調整額というものは、俸給表によりまして、一般職の職員の給与に関する法律によりまして、「職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の等級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に對し適當でない」と認めるときは、その特殊性に基き、俸給月額につき適正な調整額を定めることができる」と、こういうことによつて調整額を調整することによつて、特殊性を調整することによつて、俸給方法もあるわけですが、そういう案も経過的には検討したこともあつたわけでございますが、先ほど渡辺委員からの質問のあつた際にお答えいたしました。今このような調整額というものを

を、だんだん整理するといひますか、さらに積極的に認めるという方向になつていくのが、関係省の意見なんではないかと。実際は、それと同じものが出ればいいわけでございますから、そこで手当てというものが、他に例としてございまして、たとえば産業教育手当というの、このようなものがございまして、そこで手当てという形で、今回新しく改良普及員手当を設けることにいたしましたわけでございます。

○北村暢君 そうすると、研究職と教育職との比較なんですけれども、地方公務員の一級行政職ですね、行政職との間の差はないのか、これはどうなんですか、私はそれと関連して、またお伺いしたいのですが、この普及員の給与というものは、予算の単価で、予算として交付されているわけですか。それであつて、これは実績主義をとつていふのか、予算の範囲内でやるといふことになつていふのか。その点は、どうなつておりますか。——今、二つ聞きました。地方公務員の行政職との比較において差があるかどうか。それから、給与についてですね、実績主義をとつていふのかどうなのか、このことですね。

普及員としての性格上、そういう職階性というものがあつたわけですから、そういう面からくる事実上の問題はあつたとしても、法律上は何ら差はないわけでありまして、それから第二点は、実績についてどうかということでございますが、それは先ほど来、ほかの局からも御説明がございましたように、一応普及員の任用資格を想定いたしました。その任用資格に適應するような等級の基準等級を考へておるわけでありまして、したがつて、われわれとしては、その基準等級に該當する俸給に對して三分の二の国の助成をするということが適當であらうと、こう考へております。

○北村暢君 そうしますと、予算に、配賦された予算にかかわらず、地方公務員の給与法によつて、実績に基づいて、ほかの一般行政の地方公務員と差はなく給与は支給されている。こういうことで差しつかえないわけですね。そうしますと、先ほど養老局長の言われました、この七等級の三号で、ほかの予算はそれを基準としておつておると、こういう答弁で、それが地方公務員の場合は五等級に該當するのだと、国家公務員の場合は高いということのようないふ表現がございましたが、これは実際地方公務員と国家公務員の間に、そういう差があるのですか。

○政府委員(昌谷孝君) 先ほど私が申し上げましたのは、けさほどお配りいたしました資料の二枚目の資料で、養老局長が指導所職員の級別の分布を御説明した資料がございまして、その資料の表頭の級別が書いてございまして、その級別は、地方公務員の現に格づけされておる級別をとつて整理したもので

ございまして。したがつて、実績で、国家公務員のはうの格づけに基づいて、実績と申しますか、給与額では、七等級の三号俸相当のところを補助基準にいたしておるわけですが、地方公務員のはうは、同じ給与額に對して格づけ方法が違つておるから、大体二等級ぐらい地方のはうが、何と申しますか、若い等級で呼んでおるようでございますから、そのことを頭に置いて、この表頭の方をお読みいただきたい。さういふ趣旨で申し上げたわけでございます。

○北村暢君 そうすると、国家公務員の俸給表と地方公務員の俸給表との間に、地方公務員の七等級というの、これは一人もいないようでございます、これは国家公務員であるといふと九等級——九等級という俸給表はないわけなんですけれども、それに該當するといふわけですか。

○政府委員(昌谷孝君) まあ、そういう御理解で結構だと思つております。○北村暢君 これは、そうはなつておりません。養老局長さん、そうおっしゃるけれどもね。給与は、地方公務員の給与と国家公務員の給与では、御存じのように地方公務員といふのは、給与は地方公務員法で給与の基準が定められる。条例でもつてきめられますから、各県によつて若干違つておりますけれども、今の状態、現状でいへば、国家公務員より地方公務員のはうが給与は高いというの、これは一般の常識なんです。地方公務員のはうが低いのです。それはまあ、特に再建団体とか何かに指定されているような貧乏県では低いところもありま

すけれども、大体地方公務員のはうが

高いのですよ、給与からいくという  
と。したがって、今おっしゃるような  
ことは、等級の関係でいけば、どうか  
しませんが、今この、蚕糸  
関係の技術指導所職員の等級の分布状  
況からいいますと、この五等級が七等  
級に該当するのだというところ、なれば  
ね、まあこれ以下のところは、国家公  
務員で七等級といえ、まだ係長にな  
らないところですね。それですか  
ら、そういう下級公務員のところは五  
等級で、三等、四等というところは  
すね、大抵、四等ぐらいで国家公務員  
の係長クラス、それから三等給で、こ  
れはまあ国家公務員の出先の、たとえ  
ば統計の出張所あたりが、この三等級  
くらいに該当するのですか、そういう  
ようなことになるのじゃないかと思う  
のです。

ところが、この年令構成なり何なり  
見ますと、そうばかりは、私はいかな  
いのじゃないかと思うのです。今蚕糸  
局長さんのおっしゃるようなことには  
なっておられないようなまあ感じがす  
るわけですね。したがって、この七等  
給の三号というものは、非常に、これ  
は公務員としては、基準ではないです  
ね。非常にこれは低いところですよ。ま  
あ、国家公務員の給与の平均というの  
が、何等級の何号になっているかちよ  
とわかりませんけれども、七等級の三  
号というのは、一体この国家公務員で  
いけば、平均給与からいけばどのくら  
い下がつているのかですね、おわかり  
になる方あったら、ひとつ御答弁いた  
だきたいと思うのですが。

○政府委員(員谷孝吉) 先生お尋ねの  
最後の点は、私もわかりかねます。  
ただ前段のところ、私の御説明が、

あるいは悪かったかと思いますが、七  
等級の三号俸を補助基準俸といたし  
ておると言いました意味は、別段そこ  
ういう趣旨ではございません。ただ、普  
及職員一般が一応従来七等級三号俸が  
平均になるような年令なり学歴なり、  
そういうところで補助の対象俸を定め  
ておりますので、蚕糸のほうも、そ  
れに右へならして同じ程度のところを  
補助基準俸としてとっております  
と、それは中央のその額を、国家公務  
員の七等級三号俸の額を補助基準俸  
の額として採用しておることござい  
まして、それを受け取った地方が実際  
に支給をいたします場合に、その支給対  
象たる指導所の職員が、地方公務員法  
上の何等級に擬せられておるかという  
点は、この資料にお示ししたとおりで  
ございます。しかも第一表にござい  
ますように、補助基準俸と現員現給  
の間には、かなりの開きがございます  
から、この格づけもその開きをそのま  
ま受け取った開きになっておるわけ  
でございます。ただ、国家公務員法の  
ベースで補助基準俸を七の三という  
ふうに御説明いたしましたので、この  
表をお読みとりいたしたときにまぎれ  
ませんようにという趣旨で、私は補足  
的に申し上げただけのことございま  
す。

○北村暢君 蚕糸局長は、官房長も  
やっておったから、全体のことわかっ  
ておるのだからあれですが、これだけ  
見ただけで、あなた常識的にわかるじや  
ないですか、五等級の——七等級を局  
長のおっしゃる通りに認めたとして  
も、この人員配置見てごらんない。  
二等級、三等級、四等級で、三等級が三

百六名、四等級三百六十名、五等級三  
百六十九名、六等級六十六名でしよ  
う。この平均とれば、どこくらいに  
いくというところはすくわかる。七等  
級の三号でやって、予算とていければ、  
これ足りなくなるにきまっています  
しよ、これ俸給表見ただけで、しか  
もこれは、普及職員全部について、こ  
ういふことが言えるというのでしよ  
う。ところが、蚕糸関係の普及員の  
員の分布なり等級なり見ますという  
と、かえって農業改良普及員より、は  
るかに低いところにある。ところがこ  
れが普及員全体について、七等級の三  
号でもって予算査定すれば、これは予  
算ではやっていけないことはもうわか  
り切っている。これは蚕糸局長、予算で  
は三分の二補助するというところにな  
っているが、一体この三分の二補助とい  
うのが、こういうわかり切っているこ  
とが、低い予算俸で査定されている  
というところについて、これは疑問な  
のですか。

○政府委員(斎藤誠君) その点は、午  
前中渡辺先生の御質問に対してお答え  
いたしましたわけでございますが、普及員  
について、今お話になりました点を  
う少し追加して御説明申し上げます  
と、今、農林省の一般普及員について  
は、七等の四ということをやっております  
ます。これは大体、どういふふうな基  
準になりますかと言いますと、大学卒  
業しまして三年たった者が、大体七の  
四になる。こういうことになるわけ  
です。ところが実際には、任用資格は大  
学卒業すれば、すぐ普及員になれると  
いうことになるわけです。それから高  
校卒の場合におきましては、大体七の  
四という、九年たつわけです。ここ

ろが任用資格においては、高校卒業職  
歴三年あれば、普及員になり得る資格  
を持っているわけです。  
そこでわれわれとしましては、この  
等級号俸について、予定している基準  
から見ますと、そう私は無理はない  
のじゃないか。ただ、七等の四になり  
ましたけれども、その後においてベー  
ス・アップがあるたびに、この俸を  
改定してきたわけでございますが、し  
かし県における等級号俸の人的構成  
あるいは学歴別の構成、あるいは年令別  
の構成が、だんだん違つて参つたため  
に、一般的な給与ベースだけの是正だ  
けによつては、十分カバーできないか  
つたというところが一つの原因になつ  
ておるのじゃないか。それ以上に都道府  
県自身が、待遇改善をいろいろやられ  
るということによつて開いたものもあ  
るわけですね。したがって、その分まで  
全部見るといふことについては、午前  
中申し上げたように、現給をそのまま  
認めて、三分の二補助するというのは  
適当ではなからう、しかし当初予定し  
ておった等級の、その後のベース・  
アップによつてカバーできないものが  
ある。つまり年令構成なり、あるいは  
学歴構成なり、あるいは等級号俸の  
人的構成なり、これらの相違に基づく差  
からくるものについては、これはやは  
りある程度の是正措置を講ずべきでは  
なからうか。こういうことで検討を  
いたしたいということをお願いした  
であります。

○北村暢君 そうすると、あなたの  
おっしゃるの、七等級の四号で査定  
することがやや実態に近いものであ  
る。こういうお説のようですがね。私  
が蚕糸局の表を見ますと、これを見て

ただければ、今あなたのおっしゃる  
ことが、そういうふうにはなっていない  
のじゃないか。  
○政府委員(斎藤誠君) 改良普及員の  
資料で、ひとつ見ていただきたいの  
です。  
○北村暢君 そうすると、これは蚕糸  
関係と農業改良のやつは違ふのか、  
人員配置は——。そうすると、今お  
っしゃる七等級の四号というのが、この  
表にあるのですか。  
〔委員長退席、理事仲原善一君着  
席〕  
○政府委員(斎藤誠君) お配りした資  
料の五ページにあります。五ページ  
に、農業改良普及員の「等級別現在員  
数」というのがありますね。それから  
「等級別格付基準」というのがござい  
ますね。大体、七等というものがさ  
局長が申し上げたように、二等ぐら  
い違うとすると、五等に見えてい  
ただきたいと思うのです、大体  
五等を中心にして四ないし六、こう  
いうふうに分布があるわけです。

○北村暢君 ですから、私の先ほど来  
質問している地方公務員と国家公務員  
の等級別の差が、二等級もあるのか  
いのかということなんです。これ  
は、はっきりしているのですか。  
○政府委員(斎藤誠君) 大体、そのよ  
うになっておるようであります、こ  
の格づけ基準というものは、まさに農林  
省が当初きめたときの七等の四に合  
せて等級別格づけ基準を作っており  
まして、そして、その基準に照らして、現  
在はどうなつておるかというものが、そ  
の実人員として、左のほうの欄にある  
わけです。ですから、基準自身を作る  
ときには、農林省の示した等級基準に

よって、まず格づけの基準を県が作った、こういうことなんです。

○北村暢君 農林省の指示した格づけ基準でもってやったのですか。

○政府委員(斎藤誠君) この基準案は、そういうことで、県ができております。

○北村暢君 そうすると、農林省で勝手にそんな基準を、格づけする基準なんか出せるのですか。

○政府委員(斎藤誠君) それが先ほど申し上げましたように、一応、初め普及職員の前算準備を作ります場合に、考え方としては、一般普及員は七の四で予算を組みました。その組み方の考え方としては、大学卒であれば、すぐ普及員になれるけれども、大学卒であれば、三年経過した後の俸給表を頭におく。それから高校卒であります。任用資格は三年であります。九年たった段階のものを対象に考えました。こういうことを県に示しているわけなんです。

○北村暢君 いや、その任用の、そういうことはいいんですけれども、給与は地方公務員法によってやっているわけでしょう。だから任用のところに、どういうふうに持ってきた、こういうふうに持ってきた、任用はできるかもしれないけれども、給与というものは地方公務員法並びに条例によって、先ほどおっしゃっておられる給与は、実績主義なんです、その俸給表に合わせた、しかも、地方公務員の一般行政職と差がございまして、こういうふうなんでしょう。したがって、これは任用について、そういうことはあり得ても、給与については、私は地方公務員である限り、この法律に基づいて実施され

る。したがって、任用を農林省で基準を示して、そして給与を高いところに、低いところにと、勝手に農林省でできるのですか。したがって、私は先ほど聞いていたのは、実際は、私はその逆でないかと思っているんですよ。高いところに格づけられるのじゃなく、予算等に縛られて、そして一般の行政職よりも高いところへいくべきものが、逆に低く予算で縛られるために、低くなっているのじゃないか。こういう心配があったから、実績でいくのですか、どうかということ、予算がい

かなくても、法律に基づいて給与は、一般の地方公務員と差別なしに、不公平なしに、実施されているかどうか、このことを実は確かめていくわけですよ。ですから、どうも予算をややこしく国家公務員の七等の四号でやっていますとか何とかいうことでなくて、地方公務員の給与のあれです。それから、補助をやるのだから、地方公務員の五等なら五等で、行政職の五等なら五等で地方公務員の平均で、これを出すべきじゃないですか。わざわざ国家公務員の七等四号でやることになっておりますという自体が、何のこともさっぱりわからない。しかも、七等級の四号というのは、今言われてるように、大学出て三年、高等学校を出て九年、それより年令構成なり何なりからいって高いということになれば、これは当然高いものが標準にならなければならぬ。したがって、私は一般国家公務員の七等の四号というのが平均の給与になっているのかどうなのか。それを先ほどから聞いていたわけ

です。予算を組む場合、大体そういう平均給与で組むわけでしょう。ベース

というものの一般の公務員の給与というものについても、給与ベースの平均の給与で予算というものを組まれているはずですよ。

したがって、地方公務員においても、公務員の平均ということでいくならば、それが国家公務員の平均と一致しているかどうかはわからない。わからないけれども、農業改良普及員の実態調査をやられた平均が地方公務員の平均より低いのか高いのか、そこは辺はわからない。私にはわからないのだが、その七等の四号で査定しておるものが、地方公務員の何等の何号に該当するの

か。そうしてそれが、地方公務員の平均なのか、行政職よりも低いのか高いのか、このことを聞いておるわけだ。それがさっぱり私に、はっきりわかるように答弁をいただけないわけだ。どうなんですか。

○政府委員(斎藤誠君) 先ほど、十分御説明したつもりでございますが、いま一度申し上げたいと存じます。普及員も、地方公務員でございますから、行政職の俸給の適用を受けて、一般の地方公務員と同じような扱いになつていくことは、これはもう間違いないわけですね。私はその受けておる現給と、それから農林省の想定しておる俸給準備と食い違いがあるかどうかといへば、非常に食い違いがある。これも事実でございます。

そこで現給に対して三分の二の助成をすべきではないか。また現給の平均給与を見て、予算を三分の二組むべきではないか。こういう御質問でございますが、それに対しては先ほど来申し上げておりますように、一般普及員については七の四ということで、大体

基準的な人的構成を考えまして、これに対して国が助成をする。こういう考

え方をとっておるわけでございます。したがって府県の平均給与といたしましても、非常に高いところもあり、非常に低いところもある。ばらばらでございますから、むしろ考え方としては、一般普及員については七の四と、あるいは特設普及員であれば六の三であるといったような基準的な構成を考えまして、これに対する助成をはかつていく。ただこの基準自身が、一般的にどうであるか、こうであるかというところについては、これは検討すべきものがある。また、七の四というふうになつておりましたも、はたして七の四に必要な補助金額が計上されておるかどうか。これはつまり各県における先ほど来申し上げますように、年令構成あるいは学歴構成によって、ここで想定しておるようには大学卒であれば三年、あるいは高校卒であれば九年といったような平均的構成になつていない場合もあり得るわけでありまして、そういう点について、今後改善を検討すべきである。こういうことを申し上げておるわけですね。

○北村暢君 そうすれば、これは予算の組み方については、ギャップがあるというところを積極的に認められたから、これは本人には迷惑はないわけだ、しかしながら、自治体の財政には影響があるわけだ、これね、よけい負担しなければならぬということになるわけですから、自治体の財政には明らかに補助というものが、三分の二実質的にはいってない。こういう結果になっている。これは来年度予算について、この七等の四号というものの基準を考慮する必要がある。これははっきり局長認めたところだ。来年は実体に合うように三分の二するといつておるんだから。三分の二いくようにして措置をとるべきだと思つたのです。この点はいかがですか。

○政府委員(斎藤誠君) 私は、むしろ現状におきましては、その七の四で想定しておるような人的構成、先ほど来言葉で言いますれば、大学卒業であれば三年、高校卒ならば九年、こういった平均的な構成になつておられないのですが、それが必ずしもなつていないところからくるギャップというものがありまして、これは今後検討して参りたい。しかし、七の四自身もさらに高いか低いというところにつきましましては、現在のところ、まだ十分研究しなければならぬ問題である、こう考えております。

○北村暢君 農業改良普及員のほうは、この資料をはつきり、今いただいたやつで見ましても、平均の資料がどの辺かというところはちょっと見当がつかせんけれども、蚕糸関係のこの表を見ますと、いただいた表を見ると、いうと、これは明らかに平均ではないことは、もうはっきりしていますね。これは蚕糸局長、この点認められますか。

しますと、このカッポに入っておりまして、約一万四千九百三十八円、現員現給と補助基準単価の間には約二対一のへだたりがあるわけでございますが、その問題は、今お話がありましたように、この基準単価を維持することが普及員の指導の使命達成上、その基準単価の中で人を千六百六十六名確保することが本質的に困難なのか、それとも何かほかの事情で、それがはみ出しているのか、その辺のところは、なお事態について究明の必要があるように思いますけれども、いずれにしても現在の現員現給と補助基準単価との間に、これだけの差があることは事実でございます。

○北村暢君　そうすると、政務次官にお伺いしますが、今、こういうふうな予算単価からいって、はっきりこの予算では、実際における実人員に対して、蚕糸の場合は二分の一補助しようというけれども、いかにいかに初めからわかっておられるんですね。わかっておられるんですよ。それを二分の一というところで補助金を出すということについて——これは法律であれば、法律を無視しておるし、それから規定であれば規定を無視して、初めから予算そのものが無視した予算の組み方をしておる。しかもこのようにはっきりわかっておることを無視するということはあり得ないことだと思ふのですけれども、これは来年の予算で、編成人員を直していただけますか、どうですか。

○政府委員(大谷實雄君)　十分検討いたしたいと思ひます。

○北村暢君　政務次官の答弁は非常に政治的で、お坊さんのせい、あるいはたい答弁だけでも、それでは了承で

きないので、はっきりわかっておるものは、私は予算をはっきり組むべきだと思ふのです。しかも、それが画一的に七等の三号か四号か知らないけれども、蚕糸関係も林野関係も農業改良普及員も、その構成そのものにかかわらず、そして実態に沿わない予算単価で組んでいる。しかもこれは、国家公務員ならいいですよ、予算単価を組んでいて、それで払わないわけじゃないのだから。ところが、こういう地方公務員になる者について、実際は二分の一補助で——三分の二補助ですというけれども、三分の二補助をしたつもりをやつが、実際は二分の一しかいていない。こういうことになれば、一体何のために三分の二ということをやつたのか、これは不足したもののについて自治体から要求があれば、これは払うのですか、そういうことはないでしよう。予算は配賦しつぱなしで、足りなからうが多からうが、その平均でやっておるわけでしょう。これは、実情に沿わないと考えませんか。

○政府委員(斎藤誠君)　先生の御議論は、現給をそのまま認めて三分の二にしろと、こういう御意味であるのか、もう少し単価そのものについて、あるいは必要額についての、もう少し増額をはかるべきではないかという、こういう御意見であるのか必ずしも明確ではありませんが、午前中から申し上げますように、法律としては三分の二以内ということになっておりますので、県が普及員についての特別の待遇措置を講ずるということについて、われわれは何ら異議がないわけであります。しかし、逆に県が待遇措置をやりましても、その現給をそのまま認めて三分

の二にするという考え方はないということを確認し申し上げておるわけでございます。

ただ、先ほど来申し上げておりますような、現在の想定しておる基準単価自身について、十分基準的な職員の構成が各県違つておるといふようなものもありましようから、そこで基準的な職員構成によつても、なおかつ県が負担しなければならぬというものもあると思ひます。十分予算の額が、基準的な職員構成に見合うだけの十分の予算がついていないというふうなものもあると思ひます。そういう点につきましては、十分おわれわれのほうも改善に努力をいたしたい、こう思つておるわけでありませう。

○北村暢君　そこで、そういうふうな改善に努力をしてもらわなければいけないと思ふね、これは、はっきりしているのだから。

そこで、次にお伺いしたいのは、そのうする七等四号という、その基準の内容はどうなつておりますか。

○政府委員(斎藤誠君)　それは、先ほど申し上げたわけでございます。一般普及員につきましては、先ほど申し上げました七等の四等大学卒普及員となつて、新任者三年期間を終了して、独自の判断で活動できるものという想定をいたしております。高校卒でありまして九年、短大卒でありまして、大体六年に該当するわけでございます。特技普及員につきましては大学卒五年、短大卒である八年、高校卒で十一年の間の期間をとつたものを考えまして、六の三ということにいたしております。まして、考え方としては、大学卒後、普及員となりまして三年を、新任者

として三年を経過した後、さらに特技研修をいたすというふうなことで、さらに経験二年を経たものを対象に考へておるわけでございます。それから普及所長につきましても、これは五等の三というところで想定いたしておりますが、これは大学卒である九年、短大卒である十二年、高校卒である十五年たつたものを対象として考へておる。まして、先ほどの普及員となつて三年たつた後、さらに経験六年を経た者を対象に考へておる、こういうわけでございます。

○北村暢君　私の聞いたのは、そういうこともあれですが、給与の内容を聞いたのです。扶養手当、暫定手当、通勤手当ですね、いろいろあるわけですね。そういう内容の中に、これはほんとうの給与法に定められた諸手当だけであつて、超過勤務手当等は、予算には組んで、また支給の対象になつておらないようですが、こういう予算は組まないのですか。

○政府委員(斎藤誠君)　まあ補助の対象となるべき給付につきましては、大體公務員として通常の勤務時間でやつてもらふという前提で予算が組まれておりますので、おそらく農林省の補助職員については、すべて超過手当は予算に計上いたしていないと思ひます。また、技術的にも非常に府県によつてまちまちでありますし、逆に超過手当を出して超過をさせるという考えもな

いわけでありませうから、農林省の普及員については特に超過手当を組んでおりません。

〔理事仲原善一君退席、委員長着席〕

○北村暢君　超過は、実際にやっていますか、やっていますか。

○政府委員(斎藤誠君)　実際にはやっております。

○北村暢君　実際にやっていることはわかつていて、予算はないのですか。

○政府委員(斎藤誠君)　先ほど来申し上げましたように、予算の対象としては、各県が非常に区々であるのみならず、一応正常の八時間勤務を前提として給与なり手当を支給する、それに対する助成をする、こういう考え方でございますので、組んでおりません。

○北村暢君　組まないことは不合理だとは思ひませんか、実際にやっているというところをお認めになったのですから。

○政府委員(斎藤誠君)　県が具体的に個々の事例に即して、超過勤務の事態がある場合におきましては、当然地方公務員の一般行政職と同じような取り扱いができることを期待いたしておるわけでございます。ただ、先ほど来申し上げたような理由で、国としてはそこまで計上するという考えは持っておりません。

○北村暢君　考えは持つてないというのは——不合理か不合理でないかと聞いているのです。実際にはやっている、ということを確認しているのではありませんか、やっていると認めておられるから——そういう超過勤務といふことも私は給与に該当すると思つておるのです。したがつて、給与の三分の二補助するということになれば、超過勤務についても出すべきでないか、このように思ふんですがね。それは出さないほうが正しいというのならないんですけれども、組まないことになってますと

いうのじゃ、どうも正しいのか正しくないのかわからないのですよ。あなたの意思を聞いています。

○政府委員(斎藤誠君) 国としては、先ほど述べました理由によりまして、必ずしも出す必要はなからう、かように考えております。

○渡辺勲吉君 関連。今の超過勤務手当に関連して一つ質問しますが、この賃金研究所の実態によっても、各都道府県の超過勤務手当支給については、別表4に詳細に実態が出ておるわけですから、しかもその実態報告を讀みますと、神奈川県と一部の県を除いては、実際の超過勤務時間の二割ないし二割五分の支給にとどまっておる。したがって、こうしたようなことと、その他の改良普及員の特殊な勤務についての手当の支給でも、統一的に実施さるべきである。旅費の支給についても、またその業務の性格上からも、別に規則を制定して、特に実働日数を削減して支給することのないようにすることが望ましい。また、全体のかんりの割合で、自まかないで普及員がオートバイを使つて、夜となく昼となく管内を歩いておる。そういう実態が、百十萬も国費を使って調べたその調査に出てる。そういう現実を無視し軽視して、そういうものを出す必要がないと国が思うこと自体は、これは、こういうせつかつの調査というものを無視することであつて、それじゃ調査をしないで、政策的に最初からやると同じことになるのじゃないですか。その点を少し伺つておきたいのです。

○政府委員(斎藤誠君) これはまあお考えによりまして、実際は出しておるのだから、全部それに見合うべきである、あるいは俸給についても、県がいろいろの独自の立場で待遇改善の措置を講じておる、これについても、その補助率を認むべきである、こういう議論も私はないとは思ひます。しかし、先ほど来申し上げましたように、本来の正常な勤務というもののについて想定いたしまして、それ以外の超過勤務につきましては、県の事情によりまして、また普及員の活動の状況によりまして非常に千差万別であるわけでございます。そこで、そういうものにつきましては、ひとつ県のほうの実情に即して超過を出すように、われわれのほうで期待したいと、こういうことで現在のところ対処いたして参つたわけでございます。

ただ、まあ問題は別ではございますけれども、普及員自身の職務の内容といたしまして、オートバイに乗つて走り回るような仕事である、また相手が非常に多様な農家でありますから、必ずしも五時になったから仕事を打ち切るといふわけにもいかないといふふうな、そういう職務の性格を持つておる。そこでそういう職務の実態に即して、改良普及員の手当というものをいたしました一つの根拠にも考えておるわけでありまして、つまりそのような不定期の職務実態に應ずる待遇措置として、国として普及員手当を出す、これはまあ賃金報告にも、勤務条件、勤務内容等について調整額を出すということを描いておるわけでございますが、国として、その職務のそういう実態を考慮しまして、普及員手当を出す。もちろん手当と、それから超過とは性格は別で、時間外に働いた者に対して超過勤務手当を出すといふことは、こ

れはまた、別の問題でありますけれども、手当については、今申し上げたようなことも加味したわけでございます。す。

○矢山有作君 関連。それじゃ伺ひますけれども、この賃金管理研究所の実態調査というものは、これは現実に出てきたものとして、また現実の勤務の実態がその報告のとおりであるといふことにはお認めになるわけですね。お認めになりますか。

○政府委員(斎藤誠君) これは報告が、あつた事実を書いたものでございまして、それとございまして、

○矢山有作君 しかも、その勤務の実態を、それじゃこれから改めて超過勤務をやらぬでもいいと、そういう姿に持つていくといふことは、将来として、普及活動の本質からできないと思ふのですがね。それもお認めになるのでしょうか。

○政府委員(斎藤誠君) これを超過勤務がないような実態にすべきであるといふことを申し上げております。

○矢山有作君 しかし、普及活動の現実の姿を見て、超過勤務を全然やらないうことは、それは理想かもしれないが、しかしそれが政治の現実として、あるいは問題としてほんとうに期待できま

すか。夢みたいな話じゃ困るのですよ、これは。

○政府委員(斎藤誠君) 先ほど来申し上げましたように、超過勤務の実態自身については、

「委員長退席、理事青田源太郎君着席」これは現在あるわけでございますし、また、超過勤務自身を将来なくすべき

であるというようにも考えておらないわけでありまして、申し上げたゆえんものは、そのような勤務の実態、つまり超過勤務の実態については国として、そこを助成するしかないかという点につきましては、これは県のほうに期待をいたしておる、こう申し上げたわけでありまして。

○矢山有作君 そうすると、答弁が變つてきたわけですか。超過勤務の実態は将来なくすると、こうおっしゃつたでしよう。

○政府委員(斎藤誠君) いえ……たでしよう。超過勤務はなくすると。これはあとで速記録を調べましよう。ところが、今は超過勤務をなくするわけにはいかぬとおっしゃつたわけですね。そうすると、私はあとの答へがほんとうだろふと思ふ。そうしたら、未来においても超過の実態を根本的に是正することができるといふ点からいっても、これは当然国がめんどうを見なければならぬ。そのめんどうを見ないでおることは、先ほどの給与についても実態が非常に低くなつておるといふことと相俟つて、これは地方の財政を苦しくするだけの話だし、またそのことは地方の財政力によつて普及員に対する待遇がまちまちになつてくるということにもなつてくるわけですね。

しかも、午前中に私が言つたように、いわゆる財力の豊かなところでは待遇がよくなるからといふことがあるかもしれないが、実際に農業普及活動が徹底して行なわれなければならぬ後進県、大休農業県ですが、そういうところの待遇は悪くなる。そういうよう

な矛盾を起こしているわけですよ。そうすれば、やはり給与という問題は普及活動を重視するなら、勤務の実態というものを尊重して、そうして是正していくというのが将来の方針でなければならぬ。それでなしに今のようない御答弁をなさるんじや、これは普及活動の重要性というものを考へての御答弁じゃないと私は思うのです。どうなんでしょうか、それは。

○政府委員(斎藤誠君) 先ほど超過勤務をすべきではないといふことを申し上げたような響きがありましたら、これは訂正しておきます。私の申し上げたのは、要するに国として助成すべきものについては、一応勤務時間八時間というのを前提とした予算を組んでおりますといふことを申し上げておるわけでございます。勤務の実態に即してということになりますれば、この別表4でもおわかりになりますように、非常に県によつて超過勤務自身については、まちまちであります。したがって、これらの活用につきましては、やはり府県の実態に即して県のほうで、それを考へていただくといふことのほうが實際的であらう。ただしこのような県が普及員に出しますいろいろな経費につきましては、御承知のように、府県の基準財政需要額には算定される。それに伴ういろいろの交付税等によつて調整されることも御案内のとおりでございます。

○天田勝正君 関連。私のほんとうの質問はあとにしますが、今質問を聞いておられますと、大体号俸中心に議論が發展して参りました、したがって何か答弁者のほうも、いいあんばいな答弁ができる、こういうことだと思ひま

す。



す。私にそこで、農政局長、二十九ページ以降をちょっと見て下さい。これは私は全部よく見たんですが、そういたしますと、いろいろの県がありまされども、平均して一番過渡のいいのは北海道でございます。さすがに農業県だと思ふ。そこで、これは平均です。それから、ほかに高い県もありまされども、平均すると、ここが一番よろしい。その一番よろしいところで普及員のほうで一番高額の人が四十九才とちょっと出た人で三万八千円、これが最高なんです。今度は、すぐその次のページを見れば岩手県、これは高知県等も出ておりますけれども、ここでもいくと、五十になつて、やがて定年近いという年齢になつても二万九千円にならない。こういう実態をずっと見てみますと、ここで私は疑問が起るのです。それは単純労働者でないのです、あくまで技術職なんです。私の質問のときに、前の方針の問題点も申し述べますけれども、それはさておいて、これだけを考えてみた場合でも、単純労働者でないものであつて、一応の学歴のあるもので、確かに高卒の者もおります。おりますけれども、長年、学校には行けないけれども、その道に研さんを積んで資格ありと認められておる。これはやはりそうでありまされども、実力というものは高校出たり、短大出たり、そこまで近寄つたから、その資格を与えたのだと私は思うのです。そうだとしますと、一体、単純労働者でないのに、国家公務員といひ、地方公務員といひ、五十にもなつても、もっとひどい県は定年をこえておるものもある。定年をこえておる時分になつて三万以下というものが一体あ

るだらうか。これに似つかわしいもので、そう学歴のないものでも技能はある、たとえば国鉄の線路工夫がありまされども、分区分長にも何にもないから、人を指揮命令するだけの実力はない。就職した当時と同じように、つるはしを握つておるだけである。こういう人の場合を考えてみまされども、定年になつたときには大体二万二千円ぐらいの年金がきます。その年金から今度は逆算した場合に、これははっきりそういう技能はあるけれども、単純労働に近い人でありまされども、少なくとも三万七、八千円はもらつておる。こういうことは間違いないと思ふのです。そうしますと、この種の技術を持っておるものとすれば、これは全部教える人です。少なくとも教える人です。そういう教えることをしない人でも、他の職種も、われわれの目につくところでありまされども、これより高い、平均して。しかるに教える人でありながら、また一面、研究もしておる、調査もしておる、こういう人とするれば、どうも感じとしては低過ぎるという感じがするのですが、こういう俸給に該当するものがほかにあります。か、国家公務員なり、地方公務員なり。いかがですか。

○政府委員(斎藤誠君) これは、地方公務員としての行政職の俸給表を適用した結果として、こうなつておるわけでございますから、俸給表自身について、かりに非常に低く出しておるのには学歴が中学校だけだというふうなことによつて地方の行政職の俸給表を適用になつた場合に、どのようなことになるかということにならうかと思ひます。そこで、特に普及員が行政職の適用を

受けることによっておるわけでありまされども、それによって特別に不利になつておるということには考えないわけですか。

ただ、御指摘になりましたように、この普及員については、一般の行政職と違ふ技能者でありますから、そういうものについてのむしろ待遇を考えるべきではないか、あるいは職務の内容について技術的な知識を教育的な方法によつて農民に訴へる特殊の技能者であるということに私ども着目いたしまして、今回改良普及員手当というものを新設することにしたわけでございます。

○矢山有作君 先ほどの私の質問に対して、県に取り扱いを期待するのだ、期待するのだという一本調子の答弁なんです。しかし普及活動は、今後強化しなければならぬ、特に農業の高度化につれて普及活動は強化しなければならぬのだということが強調されておるでせう。そうすれば普及活動を強化していけば、今の普及活動の実態は、ますますこれは強化されて、あるいは超動もふえてくるかもしれない。実際の活動の内容も複雑になり、高度になつてくる。これも認められまされども、そうすれば、やはり待遇を改善して、そういう活動の一助にしよう、こういう意思ならば、当然勤務の実態に即した改善を、こですぐできないにしてもやらなければならぬ。私は、そういう方向で物事を考えていくのか、いかぬのかと、こう言つておる。そうじゃなしに、ただ単に、それに対して県に取り扱いを期待するのだというこじやなくて、これは地方自治体に対しては非常に負担になるし、

やはり地方自治体の考え方、財政のあり方によつては非常に不均衡が起きてくる。これでは非常に困る。それで私は、今後の方針というものををはっきりあなたにお聞きしたいのです。

〔理事青田源太郎君退席 委員長着席〕

○政府委員(斎藤誠君) 超動を出すか、出さないかは別にいたしました。ただいま先生がお話になりましたように、普及員の活動力を強化するということにつきましましては、全くわれわれもそのように考えておるわけでございます。そして、今後の複雑な技術、あるいは高度な技術、あるいは最近の農民の特に求めておりますような技術革新に応ずる高度な技術指導ができるようなことが、一番普及活動の強化として望ましいと考へておるわけでありまして、そのためにこそ、普及員の研修を強化して、そして資質を引き上げる。あるいは研修能力を引き上げることについては、来年度予算におきまして特に意を払つたわけでございます。研修の内容につきましましては、一昨年中に上げたように、研修員の一年間の大学入学を認めるとか、あるいは特設研修員の研修期間を延ばすとかいうことにはいたしまして、つまり人数が多いということじゃなくて、能力が高い人を、農民の求めに応じて、技術指導にあたらせるといふことに、現在のところでは第一の重点が置かれるのじゃなからうか。それにはそれに必要な職務実態に応じて、人材が集まるための効果をねらつて、人材が集まるようなことも配慮すべきじゃなからうかという意味で、今回普及員の手当を支給することにいたしましたわけでございます。

す。そこで活動の強化が、当然に超動にいたすということよりも、むしろ質的な向上、研修能力、技術指導の強化ということに、特に意を払つておるわけでございます。超動自身の問題につきましましては、先ほど来申し上げたとおりでございます。

○矢山有作君 それは、あなたの言われる答弁は、私の言うのとすれ違つてしまつておる。活動強化のために研修を強化していく、それは当然でせう。そうして活動の強化を求める。研修の強化をやることによって普及員はますます何というのか、労働の密度か、仕事の密度か、それが非常に高まってくるわけなんです。しかも現在において、勤務の実態にあつたような給与がなされておらない。超動のみならず、給与全般として考へてもなされておらないのです。

そうすれば、今後において、そういうような研修の強化をやつて、活動の強化を求めるといふのであれば、その勤務の実態に即するような給与の改善をやるというのが当然とすべき態度ではないかと言つておるのです。答弁がすれ違ひになるのです。今すぐこゝで出しなさいというのじゃなく、そういうような姿勢で考へなければいけないじゃないかというのです。

○政府委員(斎藤誠君) どうも超動問題について御質問のようでありまされども、それを除いては全然先生と同じ考へ方を持っております。

ただ、超動を国で当然出すべきじゃないかという点については、今後研究問題にさしていただきたい。われわれは現在のところやはり県の期待に待っ



○説明員(原政司君) 特殊勤務手当に

つきましては、ただいま申し上げましたような、いろいろ地方的なケースが違いますが、国といたしましては、補助の予算には組んでおりません。

○北村暢君 これは、やはり、特殊勤務手当の予算というものは、予算に組むべきではないですか。これははっきりした一給手の中で支給しても、しなくてもいいという問題じゃないですか。県によって、その危険の可能性ありと指定すれば、これは支給しなければならぬわけですか。だから、全国の平均で、やはりこれは予算に組むべきだと思ふのですが、今までは組んでないようです。特殊勤務手当という項目が、このいただいた資料の中にならぬのは、超過勤務手当とは違ふのじゃないですか。どうですか。

○政府委員(斎藤誠君) 農林省におきまして、今助成の対象として組んでおりますものは、本俸、扶養手当、暫定手当、通勤手当、期末、勤勉手当、寒冷地手当、それから今回設ける農業改良普及手当、これを予算の対象にいたしておきまして、特殊勤務手当あるいは超過勤務手当、県によって非常に事情の違うものについて、組んではおられないわけでありまして。

○北村暢君 これは、県によって違ふのじゃないですか。特殊勤務手当というのは、給与法の中にもはつきり手当としてあるのです。だから、この支給してないところは、都合によつて支給してないだけで、都合によつて、これは農林省から認められないから支給しないだけであつて、認められれば、これは支給するということは、十分考えられるものなんです。しかも、この特

殊勤務手当というものは、給与の中に予算として組んで、大蔵省が、これはだめだというはずのものではないのです。これは不合理だと思ひませんか。

○政府委員(斎藤誠君) これも、他の補助職員と同様に、農林省として一切組まない建前でございます。

○北村暢君 建前はね……勝手に建前を作られちゃかなわないので、給与法なり法律に基づいて予算というものを組むのだから、そういう勝手な建前をちよいちょい作られると困るのでね。これだけりっぱな調査をされたのだから、来年はひとつ、これは組んで下さい。これを出して、大蔵省はだめだとは言ひませんよ。これは絶対に言わないです。(大蔵省を呼べ)と呼ぶ者あり)

○渡辺勲吉君 政務次官に答弁要求します。政務次官、どう考えますか、今問題で……

○政府委員(大谷實雄君) 私個人としては、先ほど来の各委員の御質疑、また御意見は、非常に傾聴し感服しておるわけなんです。

○政府委員(斎藤誠君) お手元の配付資料にあるかと思ひますが、現在普及所が全国で千五百八十六ございまして、そのうち二人から五人までの普及所が三百五十三、配付資料に「農業改良普及事業の現況」という資料がございますが、その三十三ページをこちら願ひます。

○北村暢君 大体わかりましたが、ここに、事務職員という人はおりますか。

○政府委員(斎藤誠君) 賃金支弁の職員といひまして、八カ月間だけの賃

金支弁の人を、事務職員を置くことができることになっております。

○政府委員(斎藤誠君) そのような必要に對処いたしまして、人夫賃を計上して、補助の対象にいたしておるわけでございます。

○北村暢君 八カ月だけの――そうしますと、その費用というものは、改良普及事業の補助金として国が全額見てやる、こういうことですか。

○北村暢君 その職員というのは、私はやはり相当の事務能力のある人を置くことが必要だと思ふ。で、六名、七名になつて参りますと、普及員のたまり場という考え方は、大体、少しおかしいじゃないですか、七、八名おれば、そこに留守番もいるでしょうし、お客さんもくるでしょうし、普及員は全然仕事がないわけじゃない、事務的な仕事というのにも相当あると思うのです。報告その他の事務というものはあるはずですよ。そうすれば、普及員が、実際に普及活動に専念し……、もつとも一カ月のうちに何日かは事務に携はるることになつてゐるのだから、けれども、この普及員の事務職員というものの要求は、非常に強いものがある。しかも、八カ月というところで人夫賃で支給するといふことは――見ておるといふことは、今日の雇用の関係からいって、八カ月とすれば、これは常勤職員の取り扱いになつてくるのであります。今の建前からいへば、非常勤といふのは六カ月以下ですよ。八カ月予算を見ておるといふことは、これは常勤にならなければならぬです。そういうことは、まあ局長御存じで答へられておると思ふのですけれども、これはどうなんですか。その八カ月といふのは、あと四カ月見て、一人前の事務職員を置いたらどうなんですか。

○北村暢君 それで人夫賃を計上してゐるのだけれども、それは、事務員だけではないのでしょうか。ね。したがって、実態はどうですか、普及所に事務員は実際におるのですか、おらないのですか。

○政府委員(斎藤誠君) これも本来ならば、普及所というのは、普及員のただたまり場といふふうなことで発足いたしておたわけでございますので、必ずしも事務職員がおるといふふうには考へていなかったわけでありまして、しかし、普及指導に当たりまして、いろいろ資料の作成をするとかといふような事務的な仕事もあるという意味で、人夫賃を計上したわけでございます。おるといふところもあり、おらないところもあり、すべてにおるといふふうには必ずしも限らないようでございます。

○北村暢君 その必要性は認められるのですか。

○政府委員(斎藤誠君) 先ほど木島先生からも御質問がございましたので、普及員といふのは、本来市町村に置いたかどうか、農民に直接指導に当たる

べきものではないか、まあ本来であれば、普及員というものは、そういう性質のものでありまして、これが普及所となり、何か一つのお役所がそこにきて、そこでやるといふふうな、つまり行政機関的な動きをするということについては、実は必ずしも好ましいものではないと私は考えております。したがって、普及所長というものがございまして、これはいわば集団的な指導をいたします場合に、普及員を中地区制をとりまして関係上、普及員が七、八名おる。そこでいわばチームという役割をしているだけでありまして、普及所長といえども、一般普及員と同じように一般農民に接して指導に当たられるのが普及員の任務であり、また今後もそうでなければならぬと私は考えておるのであります。

そこで、これが一人の人を置くとかいうようなことにして、だんだんお役所的になるということは、普及所のあり方としては私は必ずしも好ましくないので、そこで、普及所のあり方として、普及資料の作成とかいったようなこともありますが、そこで運営費の一部として人夫賃を計上いたしておりますが、必ずしも一人の人間が八ヶ月おるといふ考え方をもちて指導しておるわけではございませんで、これが二ヶ月雇用であつてもいいし、忙しいときには三人かかえてもよろしいと、こういうことでこの予算を計上しておるわけでございます。

○北村暢君 実態はどうなっておりますか。

○政府委員(斎藤誠君) 実態は、今申し上げたようなことで運用しているところもあるし、全然置かないところもあるし、あるいは十ヶ月ぐらいにわたって置いておるところもあるというように聞いております。

○北村暢君 大体、今言ったあたり場的なところは、まあそういうところももちろんあるんです。しかしながら、非常に無理をして事務職員を各普及所には置いておるようですね、実態は、ということでは、経費の出場所がなくて、今局長のお話によると、相当の普及所の事務所の運営費として人夫賃その他をみてあるんだから、その範囲内で忙しいときその他やればいんだ、こういうことなのでしょう。結局は、実際はそうではないようです。結局は何かの方法で置いていることは置いているんです。何か役場との業務とか、あるいはPTAが多いんだ。とにかくPTAで、学校で雇っている人を借りてきて、そうして置いているというのが多いんです。したがって、これは必要でないのじゃなくて、必要ならなければならぬ。どうにもこうにもしやうがないからPTAと、学校から借りてきておるんです。これは学校の職員じゃなしに父兄が負担している、農民が出している人なんじゃない。そういうものでまかなわれているわけですよ。ね。したがって、人夫賃をやっているから適当に人夫賃が必要とき使っていればいいんだ、こう言うんですけれども、人夫賃払っていないんです。ただの人を使っているんです、実態は、そういうことを、実態は局長の言ったような状態ですなと聞いて、それでなければ工合が悪いので、PTAから借りてきますと言えないでしようから言わないのかもしれませんけれども、

も、実態はあなたの言うようになっておらないんですよ。これは一体どういうことなんですか。PTAというものはたくさんあるんです。そういうものはたくさんあるんです。そういうものでいいのですか。私はこれは普及員の超過勤務手当の問題と関連して、問題である。りっぱな事務員がおれば、普及員が超過勤務手当なんかやらなくても、あなたのおっしゃる通りにやらなくてもいいかもしれない。こういう事務職員がおらないから、昼は普及事務をや、夜は帰ってきて事務的な仕事をやらなければならぬ、やはり報告をまとめた何だかしなければならぬ、こういうことになるのです。したがってやはり事務職員というのは、局長のおっしゃる通りに、普及員のたまり場で、そういうものは必要ないのだという、この考え方というものは、だいたい情勢が変わっておるんじゃないですか。普及所というものを持つようになってからは、やはり必要になつてきているんじゃないですか。各個に、普及員が一人二人でも、ばらばらになつておるときは、それは必要なかったでしょう、奥さんがその代用をやつていたに相違ない。しかし、この普及所というものをこういふふうにするに五名なり六名なりにまかせてくるということになると、たまり場だけでよろしいというにはならぬんですよ、これは普及所長もあって、それは役所にするということになれば、あなたは、これはたいへんなことで、また千何百の定員を要求されるというので、これは下手なことは言えないと思つて、そういうふうな国会で答弁するのだらうけれども、これは大体必要なんですよ。ほんとうならおればおつたほ

うがいいので、そういうものじゃないのじゃないですか。どうなんですか、あなたのおっしゃる、先ほど答弁した実態がそうだとおっしゃるんですか、どうなんですか。

○政府委員(斎藤誠君) お話の中にはいろいろなことが入つておるわけでございますが、だんだん整理して申し上げますと、私は普及所というものが独立したとして、普及員というものがやはり一人一役で農業の技術指導に専念すると、それを職務として専念すると、こういう形がやはり普及員のあるべき姿であらうと思つております。それが普及所ができる、普及所長ができる、あるいはその下に係長ができるというふうな形でだんだんこうとする。したがって、私は避けるべきである。したがってまあ普及所というものができまうと、おのずからそういうふうな要望というものが出てきやういわけでございます。またそういう意味で現にいろいろの事務もふえて参つておるといふことも、私も率直に承知いたしておるわけでございますが、建前といたしましては、やはり普及所というものは役所であつてはいけない、たまり場であるべきである。したがって、事務職員というふうなものをそこに配置して、役所的な機構、整備をはかるべきではなからう、少なくとも現在の建前はそういうことであるわけでございます。したがって、現実にはどうであるかという御質問でございますが、確かに先ほど申し上げましたように、年間雇つておるようなところもあつたように、置かないところもあるし、あるいは特に忙しいときにアルバイト

を雇うというふうなこともあります。それから普及所ができましても、町村に指導に行きます場合に、役場なりあるいは農協に駐在して指導するという場合もございまして。そういう際に、農協の一般の事務職員あるいは役場の職員、その他の事務職員のいろいろの援助を受けておることも事実であります。また普及所の場合におきましても、協力会というふうな組織もございまして、そこから応援を受けておる、いろいろな事例もあることを承知いたしております。しかし普及所自身につきましては、今申し上げたようなとおりでございますが、町村に駐在した場合には、いろいろの町村あるいは農協から援助を受けるという事例につきましては、当該町村にいろいろの要望に基づきまして出向く場合もございまして、町村から何らかの援助を受けるという実態自身について、私は必ずしもこれが望ましいとは考えておりませんけれども、現状においては、ある程度そういう御協力を得ることについてはやむを得ないものがあると、こう考へておるわけでございます。

○北村暢君 どうも、あなたの意見を聞いておるのですが、意見は置いてもいいし、置かなくてもいいし、どっちが判断に苦しむのですが、実際は置きたいのだけれども費用がなくてだめなのか。必要性があるようでもあつた、ないようでもあるし、あつてもないような答弁、非常に上手な答弁をされるわけなんです、実際はやはり必要だらうと私は思うのです。各県で、全部が全部ではないけれども、完全に置い

ているという県はどのくらいあるのですか。相当あると思うのですがね。

○説明員(加賀山雄雄) 事務職員も、県によりましてはいんばらばらでございまして、全普及所に事務職員を置いておられる県もございまして、県によりましては、普及員の非常に少ない普及所もございまして。先ほどの資料にもございましたように、五人以下というところには置いていないという場合もございまして。でございまして、県によって全部置いておられる県と置いていない県と、ばらばらでございまして。

○北村暢君 ばらばらのを聞いているのじゃなくて、置いている県が半分以上あるかないか、そういうようなことを聞いているのですよ。八割ぐらいまで置いているのか。その県によって、たとえば静岡の普及所は二十一ある、そのうち七つは置いていないけれども、あとは全部完全に事務職員を置いておられるという県もあるわけですよ。したがって、置いているほうが多いのか、置いてないほうが多いのか、そういうことを聞いておられるのですよ。

○政府委員(斎藤誠君) この表で見ますと、大地区制をとっておられるところは六十三ございまして、こういうところは置いているかと思ひますが、先ほど来申し上げたように、われわれとしては常勤的な事務職員を置くことを徹底してないわけではございまして、そういう調査もしてないわけではございまして。

○北村暢君 非常に冷淡な答弁ですけども、そういう必要性を認めていないから調査もしていない、こんなこと

じゃ、そういうことを聞いているのじゃなくて、これは実際に置いているのだから、その置いている実態を調べてもらいたいんですよ。私は、そういうことをやらないというのなら、今度の方針に変わってもらいたい。それでなければわからないですよ、要するのだから要らぬのだから。農林省の上のほうで非常に頭のいい局長が、置かないことを原則として考えるのだ、こう言ってみたら、実際の業務についている人は、要らない人を置いておくはずがない。ですから置いてあるのですよ。それも経費があつてやるのなら堂々と置けるでしょうけれども、経費もない、何もなしで無理をしながらあらゆる手段を講じて、なるべく金のかからないように、PTAの雇っている人を学校と兼務して置いてもらうとか、非常に無理をして置いているわけですよ。だから私は局長のように要らないと、こういうふうには考えていない。やはり必要に応じて要するのだと、こう思っているのですよ。だからこの点については、ひとつ、置かないという方針で、だから調査はしないというのとでなしに、実態はどうなっているかというところを、置かない方針のやつを置いているのはけしからぬということでおっしゃらないで、とにかく実態を調査してもらわなければいけないと思うのですよ。これは要求として置いてくれという要求が圧倒的なんです。局長の意思と全く反対なんです。そういう要求がある。しかも全国で六十三く

らひの大地区にだけは置いているかもしれないというけれども、そうではない、各県の実態を見ると、相当置いているのです。相当というのは、

まあ私の見方では、無理をして置いているのも、調査されれば隠すかもしれないけれども、実際にはおるといふうに私は見ておられるのです。ですから、この点はひとつ、局長の今の考へえ方でもことに官僚的の実態にそぐわない押しつけど、こう思っているのです。これはひとつ実態に就いてもう一ぺん考え直していただきたい、こう思うのですが、政務次官いかがでしょうか。

○政府委員(大谷實雄君) 今御指摘の実態につきましては、調査をひとついたしてみたいと思ひます。

○梶原義嘉君 簡単に二、三お伺いしたいと思うのですが、法改正の主眼であります農業改良普及手当て、これは法案を見ますと、政令でそのよるべき基準を定めるようになっておるようですが、都道府県は、条例で定めるところにより、専門技術員及び改良普及員に対して、これらの者の勤務の状況が政令で定める要件に該当する場合に、その「政令で定める要件に該当する」その要件というのは、大体どういふ事柄でしょうか、それをひとつ。

○政府委員(斎藤誠君) はなはだ手違いがございまして、政令事項を今お配りしてあると思つたのでございまして、至急お配りいたします。内容としては、二つ要件を掲げておりまして、一つは、専門技術員及び改良普及員が常勤の職員であること。つまり兼務なり非常勤の職員ではないというところ。それから第二は、専門技術員及び改良普及員が、農林大臣の定めるところによりまして、改良普及員なり専門技術員なりの事務を規定いたして

おります十四条の二第2項、または第4項の事務にもつぱら従事する者である。したがって、他の職務に勤務しておる、あるいは本庁に在勤しておるとかという改良普及員については適用しない、こういう考へでございまして。

○梶原義嘉君 これはもちろん生活改良普及員、あのほうにも当然及ぶと理解していいですね。

○政府委員(斎藤誠君) そのとおりでございまして。

○梶原義嘉君 それからいまだ、改正の要点が専門技術員の職務の範囲を明確にしたというのが項目のようですが、この専門技術員のほうで十四条の二第2項の一ですか、それと2の二と二つに今度は分かれるということになるのでしょうか。

○政府委員(斎藤誠君) 専門技術員としての職能に一号と二号があると、こういうことでございまして。

○梶原義嘉君 現行法では、専門技術員の職能というものは一本なんです。今度それを二つに分けた立法の理由といふと、これはどういふ考へ方で二つに分けたのか、この点でございまして。

○政府委員(斎藤誠君) 現行の専門技術員につきましては、いわば第一号に該当する専門技術員が非常に多かったわけではございまして、この専門事項というものは、稲作であるとか、あるいは果樹であるとか、あるいは畜産であるとか、その専門事項についての調査研究をし、そして改良普及員を指導するというところにいたしておったわけではございまして、だんだん普及員の数もふえ、また、普及活動をいたして参り

ます際におきまして、従来専門技術員の中にも、普及方法を担当する専門技術員というのがおつたわけではございまして、このような普及の方法、あるいは普及の技術、あるいは専門的な事項につきまして、農家に對しては総合的な指導をいたすという必要もあるわけではございまして、たとえば水田稲作とていば、飼料作物の専門的な知識もあれば、あるいは酪農面という知識も必要であるわけではございまして、水田稲作をどういふふうに進導していくかというふうなことも必要になって参つてきているわけではございまして。さらにまた、末端において、改良普及員が仕事をいたします際におきまして、市町村なり、農業団体の営農指導活動とも密接な連絡をもつてやって参る必要があるわけではございまして、現に改良普及員はそういう措置もやっています。

わけではございまして、これらの農村、市町村、農協、あるいは農業高等学校等の教育機関との密接な連絡を保つというふうなことにございまして、従来必ずしも明らかになつておらなかったわけではございまして。そこでそういう機能をも付与いたしまして、従来主として専門事項の普及方法を担当しておった職員をさらにふやしまして、新しく二つの専門技術員というものを明確にいたしましたわけではございまして。あわせて第三号で、この一号の専門技術員につきましては、調査研究をするということになつておりますが、特に今後におきましては、試験場との密接な連絡のもとに、そこでいろいろの試験研究の成果の上がった技術をもちまして、農業改良普及員に伝達し、指導していくというところが必要と考へまして、第一号

の専門技術員につきましては、特に都道府県の試験研究機関に駐在するとか、あるいは兼務するとかというようなことによりまして、その試験研究には参画もできるというような措置を講ずることになったわけでございます。

○梶原茂嘉君 意見にわたりますので恐縮ですが、現在はずべての専門技術員が試験場にも連絡をいたしますか、緊密な連絡をとり、また、實際農民を指導する上において、関係の機関とも連絡をとるといふような仕事をしているわけなんですか。それを形の上で二つに分けて、一つは、これを見るという、試験研究機関とは関係を持たない、各種の団体とか、そういうものとは関係を持つけれども、試験研究機関とは縁が遠くなる、實際上人によって、その持っている技能によって、それぞれ適材適所でその機能を發揮していくということは、私はけっこうであります。すべてのものは同じとは思わない、しかし、専門技術員と改良普及員は、まあ何と云いますか、一体をなして、この制度が動いている建前のもとであるものを、これを二つに分けていくというような考え方はいかにかと実は思ふのであります。これは意見です。

それから専門技術員のほうは、直接農民に接して指導するというような場合はないわけでしょうか。

○政府委員(斎藤誠君) 専門技術員の任務といたしましては、法律に書いてありますように、改良普及員を指導するというのが本来の任務でございます。あとは事実上、農民に直接触れて指導するということがあると思ひます。

が、これは事実上のことでございまして、本務といたしましては、あくまでも改良普及員の指導に当たるといふこととでございます。

今後検討する余地があるかと存じますが、法律案の改正でお願い申し上げます。二号関係の専門技術員につきましては、逐次充実に参りたい。御承知のように、市町村あるいは農業団体あるいは教育機関との仕事の上でも、いろいろ密接な連絡事項等もございまして、農業経営の側から見ましても、いろいろと専門技術をさらに総合して参るといふ必要も急速に高まっておりますので、さようないわば横の関係を担ういたします専門技術員につきましては、さらに、許されるならば充実に参りたい、こう思っております。

なお、御質問の第二の点でございますが、農業土木が、御配付申し上げました資料のとおり、三十七年四月現在といたしましては、全国でただ一人でございますが、御承知のように、農業土木につきましては、県にそれぞれ土木の専門家等もございまして、また、多くが園芸あるいは果樹等との関係もございまして、そういう実態を考慮いたしましたのと、なお、稲作その他の技術等におきましても、小さな意味で、何と申しますか、土地改良に属した人につきましては、それぞれ何と申しますか、必要な技術を持っておりまして、現実の問題といたしましては、農業土木だけを表看板にして、専門技術員は一人でございますけれども、実態は、今申し上げましたようなことで指導に遺憾のないようになつております。

○梶原茂嘉君 実際、差しつかえなければ、こうですが、いずれにしても、専門技術員という名前を出して、できる限り、専門に入る人は専門に入っていくという建前をとっていくとすれば、やはりある程度バランスが必要にならうか。たとえば乳牛関係は全国で七人なんですね。一般畜産の技術員、これはもちろん、その知識があるといへばそれまでありますけれども、まあ専門員という体制を進めていくとすれば、今お話しの前段の総合していくと、横のこれはまた相当必要でいかなければ、一面、相当深く入っていくと、なかなか、最近の農家を實際指導していく改良普及員を指導する立場なんですから、やはり相当専門の何でないという、權威がなくなりはしないかという感じがするものであります。それから生活改良普及員の制度のことではあります、どうもこれまでの農林省の御方針ですね、生活改善の面、普及員の制度に対する基本的な考え方といふことが、方針といふますか、これがどうもはつきりしてない場合があるようにあります。せっかくあつた制度があつて、そうして相当の成果を上げておられるわけなんです。もう少しこれを充実にして、活動を期待する方向に持っていくべきじゃないか。今の制度について非常に中途半端で、一人が非常に大きな範囲の数の農家を対象にしなければいけません。これじゃ、とうてい一部に偏するといふことが、きわめて不十分な結果より期待できないわけでありまして、この生活改善の普及員制度についてのこの考え方を、これをひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

○説明員(原政司君) ただいま梶原先生から御指摘をいただきました生活改善普及事業につきましては、いろいろ問題がございまして、御指摘のとおり

でございます。農村の生活もいろいろの面で急速な変化をしておりますので、さような点にできるだけ力を入れて参りたいと思つております。で、なお具体的な内容といたしましては、三十八年度の予算におきましては、特に生活改善関係の職員につきましては、専門技術員におきまして四十六名、それから改良普及員につきましては百七十名の増員を行ないまして、まあわずかと云へばわずかでございますけれども、逐次充実にいたすことになっております。なお、これで決して生活改善の事業がすべて十分であるとは思ひかねますけれども、かようにいたしまして逐次充実にしていきたいと思つております。

○梶原茂嘉君 その点はそれでよろしく御努力をお願いしたいと思います。それから、先ほどもちょっと問題になりました普及所の所長の権限の問題であります。これは別段、その所長という名前はあるけれども、権限といふますか、これはまあない、そこで専門技術員は改良普及員をいろいろ指導するわけですが、これは改良普及員に対して、別段指示をするとか命令をするとか、そういう権限はないであらうと思ふので、そうすると、改良普及員の活動自体もまあ指導をするといふこと、監督するといふこと、それから、そういうのはどういふところで、どういふふうに行なわれるものであらうか。それは改良普及員の独自の考え方、全体の体制として、改良普及員の制度がどう動くのか、その点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

でございまして、農村の生活もいろいろの面で急速な変化をしておりますので、さような点にできるだけ力を入れて参りたいと思つております。で、なお具体的な内容といたしましては、三十八年度の予算におきましては、特に生活改善関係の職員につきましては、専門技術員におきまして四十六名、それから改良普及員につきましては百七十名の増員を行ないまして、まあわずかと云へばわずかでございますけれども、逐次充実にいたすことになっております。なお、これで決して生活改善の事業がすべて十分であるとは思ひかねますけれども、かようにいたしまして逐次充実にしていきたいと思つております。

○梶原茂嘉君 その点はそれでよろしく御努力をお願いしたいと思います。それから、先ほどもちょっと問題になりました普及所の所長の権限の問題であります。これは別段、その所長という名前はあるけれども、権限といふますか、これはまあない、そこで専門技術員は改良普及員をいろいろ指導するわけですが、これは改良普及員に対して、別段指示をするとか命令をするとか、そういう権限はないであらうと思ふので、そうすると、改良普及員の活動自体もまあ指導をするといふこと、監督するといふこと、それから、そういうのはどういふところで、どういふふうに行なわれるものであらうか。それは改良普及員の独自の考え方、全体の体制として、改良普及員の制度がどう動くのか、その点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

でございまして、農村の生活もいろいろの面で急速な変化をしておりますので、さような点にできるだけ力を入れて参りたいと思つております。で、なお具体的な内容といたしましては、三十八年度の予算におきましては、特に生活改善関係の職員につきましては、専門技術員におきまして四十六名、それから改良普及員につきましては百七十名の増員を行ないまして、まあわずかと云へばわずかでございますけれども、逐次充実にいたすことになっております。なお、これで決して生活改善の事業がすべて十分であるとは思ひかねますけれども、かようにいたしまして逐次充実にしていきたいと思つております。

○梶原茂嘉君 その点はそれでよろしく御努力をお願いしたいと思います。それから、先ほどもちょっと問題になりました普及所の所長の権限の問題であります。これは別段、その所長という名前はあるけれども、権限といふますか、これはまあない、そこで専門技術員は改良普及員をいろいろ指導するわけですが、これは改良普及員に対して、別段指示をするとか命令をするとか、そういう権限はないであらうと思ふので、そうすると、改良普及員の活動自体もまあ指導をするといふこと、監督するといふこと、それから、そういうのはどういふところで、どういふふうに行なわれるものであらうか。それは改良普及員の独自の考え方、全体の体制として、改良普及員の制度がどう動くのか、その点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。



○説明員(原政司君) 改良普及員の活動につきましては、先ほど来農政局長から御説明を申し上げましたように、普及所長を含めまして一人々がそれぞれ普及員として御活動いただく、その間何と申しますか、課長、課長補佐というふうな事務上の体制とは違つた運営をしていくことにつきましては申し上げたとおりでございます。しかしながら御指摘のように、事業が能率的に運行されるにつきましては、いろいろのその間工夫を要することは確かでございます。したがって、私らといたしましては、たとえば普及計画を作成いたしました、それだけの活動の目標等を定めるとかという点等を通じまして、専門技術員並びに改良普及員の仕事の分担、あるいはそれらの普及員の間の仕事の分担、さような点を定めてやっておる次第でございます。

なお、全体の監督につきましては、農林部長なりあるいは経済部長というそれぞれの長がおられまして、その方々が全体の指揮監督に当たるといふことになっておる状況でございます。

○堀原茂嘉君 そうしますと、その全体の活動の一つの計画というのは県で立ち、それから各事務所の管轄といひますか、その区域ごとに一応できて、そうしてその計画に従つて活動すると、こういうふうに理解していいわけですか。

○説明員(原政司君) 普及計画につきましては、それぞれの普及所ごとに立てるわけでございます。それを立てます際に、専門技術員の方々と御一緒に検討をしていくことでございます。

○北村暢君 さっきのね、ちょっと普及員の事務補助員というのは、調査すると云つたけれども、これ見ますと、調査した結果がありますわ、ここに五十七ページにね。こう見ますと、これは相当な人がやっぱりおると、これは先ほどこれちょっと氣つてくれば、説明してくれりゃよかったんですけれども、調査した結果がこれだけ出てくるのに、だれも調査したというのを知らないでいるということはないと思うのですけれども、これは見ましたところがちゃんとあるのです。したがって、これはどういふふうな調査の方法か知りませんが、普及部の調査によつて一応の調査したものがあつたわけですね。で、補佐職員というものが県費以外のものと県費による補佐員、こういうふうな相当多数の人が各県におる。全然ない県というのはいないですね。東京がいらないだけであつたら全部おるようです。県費によるものか、県費以外のものか、これにせよおるのです。それによつてみますとね、これはやはり私は想像したとおりで、この調査した報告書の中にもですね、事務補助職員の配置状況は、別表6のとおりであるが、実地調査を行つた十県の専門技術員の大部分が、研修及び資料の準備は夜間自宅において行わざるを得ないといひ、謄写印刷あるいは製本に至るまで自宅において行なつてゐる。改良普及員も普及活動に伴う整理事務のほか、県の農林行政各課に対する諸報告事務等に忙殺されてゐると訴えてゐる。と、こういうふうにはつきり調査した結果が出てゐる。で、私は事務量が相当あるのではないかとこゝろ思つておつたのですが、

やはり事務量はあります。そして、これは夜うちへ帰つてやらなければならぬ、こういう実情である。その上のほうを見ますと、超過勤務の時間に対する支給は二〇%から二五%だ。約四分の一しか超過勤務は支給されてゐない。それで超過勤務はこの実績調査よりも大体四倍ぐらゐつてゐる。五%ぐらゐという支給になつてゐるが、これはやはり四分の一ぐらゐしか支給してゐない。五%から四%というものはそういう調査実績がここに載つておるしね、今見ますと。これは見てもはつきりしてゐるじゃないですか。私はこういう点からいって、局長の事務職員は置く必要がないんだという、そういう考え方というものは、これは相当やはり改めてもらふなければならぬんじゃないか、このように思ひますがね。

○説明員(原政司君) 実は私から北村先生にお話を申し上げたいと思ひます。先ほど局長から調べがないと申し上げましたのは、実は私の補佐が不十分でございます。御指摘のとおり三十五年三月の調べはごらんのとおりの状況でございます。ただ、最近の調べが実は私不勉強でございます。手持ちを持っておりませんでしたので、さよふに申し上げましたのが非常に失礼を申し上げた結果になりました。その点深くおわびを申し上げます。

それから御指摘のようない、何と申しますか、実際の超過勤務手当の二〇ないし二五%支給にとどまつてゐるといふ件でございますが、この点はそこに書いてございますように「普及職員の実態に依れば」ということでございまして、実は私らもこの点の確たる状況がどうかという点につきましては、どう

もはつきり先ほど普及課長から申し上げましたとおりの状態以上には承知をしておりましたので、さういふひとつ御了承をいただきたいと思つ次第でございます。

○北村暢君 「言によれば」といふても、これは調査員がこの研究所で実地に本人に当たつたんだから、しゃべつたことがもう信用できないといへばそれはそれでしょうけれども、うそを言わない限りにおいてはこういう実態だと思ふ、わざわざ経費をかけて調査にいったんですから。したがって、これは実態だといふふうな理解すべきでないかと思ふんです。それで、どうも信用を置けない、この調査が信用を置けないといふことになるならば、これはやはり超過勤務ですから命令しなればやらないでもないわけですね。それが一体この普及員に対して超過勤務の命令をするのか。また経費がなければやらないといふことになり、超過勤務をやらないといふことになる。しかし、この普及員の実態からいって、局長の言われるように、相当これは個人といふものを信頼してゐないといふと、投げやりになつてゐるか、実際にやつてゐるか、これは監督ができないような形、普及員個人を信頼する以外に手はないんです。これは。任命権者が直ちにそばにおつて指揮監督してゐるというわけじゃない。県の部長なり課長なりが監督するといふて、それは直接は監督できないわけですね。したがって、これはやはり職務の実態に依つてある程度の超過勤務といふようなものは、平均的なものはやはり実態調査に基づいて見なければならぬ。それからまた、この事務職員

等についても、これだけの職員が実際に。もちろん期間的にはまちまちです。まちまちですが、県費で補佐員として十二月間置いておるものも相当あるようでございます。したがって、これは局長の認識と非常に違つてゐるようですね。しかも、最近においてこれは三十五年の調査ですが、今後この専門技術員並びにこの普及所を設けて充実にされていくべきところの性格のものであらう。したがって、局長のおっしゃられるように、普及員はそれだけに専念をするので、事務はあまりやらないのだと、こういうことであつたならば、農林省なり県なりが、これに事務をやることをまず命令しないことですね。報告はしろと云つておつて、事務はやるなといふたつて、それは無理な話なんです。そういう指導が一貫してなされない限り、月例報告なら月例報告といふものを要求しながら事務をやるなといふたつて、こんなむづかしい話はないです。したがって、これはやはり実態に即応する事務職員といふものは必要だろつと思ふ。したがって、これは実態の調査ですから、局長の認識を改めて、この実態調査に基づいて、このように思ひます。そのほか旅費問題、これも大きいですが、いろいろはもう時間がきたようですから、このくらいでございまして質問を終わつておきたいと思ひます。なお、普及員の問題については、農林省内においてのバランスをとらなければならぬ問題なので、ここに養蚕局長、林野庁、水産庁おられるのですけれども、農業改良

普及員の普及手当というものについて、必要性についてお認めになるかならないか、これだけひとつ簡単に伺わしていただきたい。各局長からひとつ聞かせてください。

○政府委員(昌谷孝君) 御質問の御趣旨が、農業改良普及員に対しての普及手当の必要の有無についての私どもの見解という御趣旨だと思えます。

○北村暢君 そうじゃなくて、農業改良普及員に普及手当というものが今度つくようになるが、バランス上からいって、蚕糸局長は蚕糸関係の普及員にその必要性ありと考えられるのかどうか。水産、林野同様にとつてお伺いしたい。

○政府委員(昌谷孝君) 農業改良普及員について普及手当を今回支給することとに省して決定をいたしました。私どもも類例の制度を持つております関係上、御質問のような点についても検討を加えたわけでございます。午前中に申し上げましたように、蚕業普及指導組織につきましては、戦前からありました独自の制度を戦後再編成をいたしました。二十二年以降、蚕業普及指導所という組織で、独自の体系を持つております。それ相応の特殊の事情があるわけでございます。そこで任用資格の点でも申し上げましたように、普及指導所長については旧高専出身者については一年以上、その他については五年以上というような経験を要求しておりますが、概して申せば、そういった学歴とかいうような硬直的な資格で人を求めたほうがよろしいかどうかについては、実態上相当問題がございます。つまり、経験と申しますか、そういった実務の体験と申します

か、そういったものがかなり重要な要素として私どもの普及段階では必要が実際に感ぜられるわけであります。そういう意味から申しまして、先ほど来お話がありましたように、補助基準準備を現在のような水準に置いておいて、はたして適格者が求められるかどうか。要はその組織に必要とする適格者をいかにして確保し後継者を得るかということになるかと思えますが、その場合に普及員手当というようなものがあるいはそれに類例のものを付加することによって私どものほうの組織が、今申しました要請にこたえられるかどうか。それとも経験年数ということに主眼を置いて、現在の新陳代謝の実態に補助基準準備をもっと適切にするというような方法で措置をするのがより制度の実態に合っているのかどうか、その辺のところはもう少し吟味を必要とすると私どもは考えたわけでございます。そのような意味におきまして、制度そのものも別建てでありますし、また御承知のように、嘱託普及員といったような補助制度も他に類例のない制度として私どもは持っていることでもありますので、それらの面等を考へまして、もう少し実態に合った私どもの制度にほんとうにびたりくる適格者確保措置というのはいかなるかというところについての結論も、本年の予算要求の過程においては得ることができまじやない。そこで、今後今の問題は引き続き検討を加え、よりよい普及制度になりまじやうに、いずれにいたしましても、なるべく早急にそういう必要がございますれば、改善措置を講じたい、かように考えます。

○説明員(檀垣徳太郎君) 農地局につきましては、御承知のとおり、開拓普及指導員を府県ごとに配置させまして、これに助成を行なつて参つておるのでございます。開拓普及指導員は、御存じのとおり、開拓地におきまして開拓普及指導員とともにその他の事務も兼任せ担当いたしまして、開拓の普及振興に働いておるのでございます。で、一面におきまして、開拓普及指導員は、農業改良普及員とはなほ似た通った任務を持つております。また、午前中に総務課長から説明をいたしましたように、開拓普及指導員の六割程度の職員は農業改良普及員の資格を持つておるのでございます。ただ、これも午前中以来の御質疑の際に説明いたしましたと思いますが、開拓普及指導員の設置に關しまして法的根拠といひますか、制度的根拠に相違がございます。及ばないで申し上げましたように、勤務の態様にも必ずしも全面的に同一であるというわけには参らない点があるわけでございます。また普及員の資格につきましても、私どももいたしましては、従前おおむね農業改良普及員の職務に準じた処遇をして参つたのでございますけれども、今後の勤務の態様または改良普及制度にその面における問題の検討を加えまして、申すまでもなく、今後の開拓普及振興のために期するところが大きい開拓普及指導員の処遇の問題でございますので、極力その処遇の改善のために努力をいたして参りたい。その際に、今回の改良普及員の制度についての処遇の改善というふうなことも念頭に置きつつ検討いたしたいというふうに考えております。

○政府委員(吉村清英君) 林業関係の普及指導事業におきましては、三十七年、昨年の森林法改正を契機といたしまして、集合配置制の実施普及の組織の確立等に力を注ぎまして、普及に専念し得る体制をただいま整備いたしておるところでございます。一方、この普及職員の内容等も、ただいま御審議の普及員と類似をしておりますが、また必ずしも同一であるということも言えないわけでもあるわけでございます。したがって、ただいま私どもその点につきまして、給与全般にわたりますので、給与全般にわたりますので、これも早急に結論を得て私ども対処いたしたいと考えております。

○説明員(花岡資君) 水産庁におきましても、三十四年にこの改良普及員が出発した際には四十八名でございましたが、現在は二百七十八名、将来これは五百世帯に一人ぐらいの割合で四百七、八十名にまでふやしたいと考えております。したがって、この給与の面につきましても十分検討しなければならぬというふうに考えておりますが、法制上の問題とか、あるいは漁業におきましては農業と多少その実務内容、実態が違ふ点もございまして、今後十分にその点を検討して参りたいというふうに考えております。

○渡辺勲吉君 私は、ただいまの各局長の御答弁と関連しまして、農政局長に伺いたしたのでありますが、おとといの委員会の答弁では、これらの他の普及員の問題については所管外であるし、よくのみ込んでいないという意味の答弁をもらったのですが、確かに農政局とすれば、それはそれでも通るかと思ひますけれども、今林野庁その他各所管の普及職の問題について御答弁をいただいたのですが、この賃金管理研究所から出てくるこの関連職種との相違点、この資料の二十ページにありますが、行政職との相違点、研究職との相違点、教育職との相違点、この三つにわたつての相違点をあげておられますが、この相違点の内容は、私から読み取りますと、やはり林のほうの指導職員の実態、あるいは蚕糸の所管のこの普及職員の実態、あるいは特に開拓普及指導員の実態と、さらに水産関係の改良普及員の実態とを比べておられるものであるというふうな理解をするわけであります。したがって、そういう理解が間違つておるかどうか、この点をまず農政局長からお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤誠君) 農政局以外のことにつきましては、つまびらかにしておりませんので、似ているようなところもあるように思ひますけれども、またどのような相違があるのか、それぞれ担当の専門のほうから御答弁願わないと、私からそうだと断言するまでこのことを存じておりません。

○渡辺勲吉君 それは、いづれ農林大臣から具体的に答弁を求めた問題でございますが、少なくともあなたは農政局長としてこの法案を提案するにあつて、よそのほうは、多少その設置されておる根拠の法律なり、あるいは行政措置なりあるいはその内容において三分の二と二分の一の相違なり、かなりのアンバランスはあるにしても、やは



昭和三十八年三月七日印刷

昭和三十八年三月八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局